

第10日目（9月12日）

副議長（峠 佳一君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は28名であります。

これから本日の会議を開きます。なお、松原良道君より家事都合により午前欠席、駒形正博君より葬儀のため欠席の届けが出ておりますので、これを許します。

（午前9時30分）

副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位18番、議席番号10番・牧野晶君。

牧野 晶君 おはようございます。それでは通告にしたがいまして一般質問を行わせていただきます。

親と子供と一緒に遊べる公園を

まず1点目は、親と子供と一緒に遊べる公園を。南魚沼市には銭淵公園や八色の森公園、そして大原運動公園などのとても素晴らしい公園がありいい環境だと思います。けれども、子供が遊具で遊べる公園や大人と子供と一緒に遊べるような公園というものがちょっとないのではないかなと私は思います。銭淵公園や八色の森公園というのは池があったりして池があったりする環境というのは非常にいいのですけれども、例えば芝生の上でのびのびと子供を遊ばせる、こういうものには向いていないというふうに私はちょっと感じているのですが。

一部の保護者の中からも、非常に環境的にはいいのだけれども、何か落ち着いて遊ばせていられないな、もっと広々としたところで遊ばせたいな、という声もあるのでこれについてどういうふうに考えているのか。子育てという視点で大きな児童公園、こういうものが必要ではないでしょうか。

またもう1点、冬期間、やはり雪。私が小さい頃はスキー場等に行って遊んでいたわけですが、スキー場で遊んだりもしますし、今でもスキー場に行ったりする子もいますが、小さい頃にスキー場以外で遊ぶ方法、遊び場というもの何かあればな、という思いがありました。冬期間の児童の遊び場の確保ということで、こういう点についても保護者の方たち、子供を育てている親たちの声があります。こういう声についてどういうふうに答えているのか、また考えているのか、ご答弁いただければと思います。

都市計画用途地域をどう考えているのか

2点目にいきますが、都市計画用途地域をどう考えているのか。都市計画の基本理念を簡単に言うと、都市化を図り快適な住環境を整備する地区、そういうふうに私は考えているのですが、どうも市長の話在最近聞いていると、都市計画事業、都市計画税というのは下水道事業を行うために都市計画税を納めてもらっているように聞こえます。下水道事業がどこでもできるようになったから、都市計画の意義が薄れたので、都市計画税を廃止するというふうな説明がされているわけですが、こういうことは根本的に都市計画の意味を勘違いしておりませんか。

都市計画事業というのは、下水道事業だけでなく道路を作ったり、学校やら豊かな住環境整備をしていくために都市計画用途地域や都市計画というのを決めて、そしてその地域に都市計画税というものを目的税としてかけているわけです。けれども、どうも聞いているところによると、下水道事業がメインになっているように私は聞こえてしまうので、これでは住民の納得は得られないのではないかと。ちょっと市長の考え方を教えていただきたいと思ます。

また、都市計画の税で下水道事業を進めていると言いますが、では下水道分担金というのは何のために払っていたのかというのがあるわけです。都市計画税を払いつつも、また下水道分担金というのも払っているわけです。ここは二重取りになってしまう。その説明が下水道事業がメインになってしまうと二重取りになって、これはまたおかしな議論になっていると私は思うのですが、この点についてどういう考えなのかお答えいただければと思ます。

以前から言っていることに対して負担と事業費の関係を明らかにしてくださいと、都市計画税を納めている住民は非常に思っていると思ます。市政懇談会の中でもやはり都市計画税の用途をどういうふうに使われているのか教えてくださいというふうな声があったりしますし、私のところにも問い合わせがきます。都市計画税というのは目的税であり、都市計画事業以外に利用してはいけないという答弁がありますが、一部の地域で、市長懇談会の中でもそうですし、職員の中でもこういうふうな答えがあったのであえて引用させていただきますけれども。都市計画税はどこに使っているのですかと聞くと、下水道に使ったり、例えばあとレク公園や大原運動公園に使っていますよという声があるのです。

ちょっと待ってくださいよと。レク公園や大原運動公園というのは確かに都市公園ですが、あそこの地域から都市計画税をもらっていないわけです。あそこの地域を都市公園に指定するという、私は思っているのに、私は都市公園というのは必要だと思ますけれども、ただ、あそこを都市公園として指定するのは事業を受けやすくするため、また補助金をとってきやすくするためにある意味便宜上 便宜上という言い方が適切ではないかもしれませんが、そういう視点もあり、補助率のいい補助金をもってくるために都市計画用途地域と指定して、開発行為をしているという視点もあると思ます。

税を払っていないところに対して都市計画税を使っていますよという話は、私またこれは目的税なので都市計画事業以外に使っていませんという説明にはあっているかもしれないですが、それはあくまで大きな視点、まちづくりの大きな視点、旧町単位のすべての住民がレク都市公園を使うからとか、またまた南魚沼市住民がみんな都市公園を使うから、レク公園を使うから、大原運動公園を使うからという視点で都市公園というものを作る。市の政策の一貫として作っているのに、目的税としての都市計画税を注入している、入れているという説明は、都市計画地域の税を納めている住民として、負担の公平性ということを考えると納得がいかないというふうな考え。都市計画税を払っている住民は負担をしています。でもそれ以外の地域は建設に対して負担をしていない。

こういうふうな観点になってしまうので、この点、整合性が私は合わないと思うので、この点の考え方というのをお聞かせいただければと思います。以上の点を答弁いただきながら、用途地域をどう考えているのか。用途地域を今後どうするつもりなのかご答弁をいただきたいと思います。

また、都市計画税の負担と事業費の説明ができないから、将来の事業の見通しができないから、では都市計画税を廃止していこう、廃止、見直していこうかなという議論というのにも聞こえてしまのです。市長は前回の6月の一般質問の中で、都市計画税を廃止したからといって事業を進めないということはないというふうな説明がありましたけれども、どうも聞いていると、下水道のことが前に出ているので都市計画事業というのは下水道のためにやっているということであるならこれはもう、というがあるので、都市計画の用途地域、都市計画税についてどう考えているのかご答弁をお願いいたします。以上壇上から一般質問を通告どおりやらせていただきます。

市長 おはようございます。牧野議員の質問にお答えいたします。

親と子供と一緒に遊べる公園を

児童公園、大きな視点での児童公園ということではありますが。児童公園というのはそれぞれ都市計画法に基づく都市公園。現在市内に浦佐に5カ所、六日町地区に5カ所、塩沢1カ所、計11カ所。これが都市計画決定をされた街区公園。児童公園という銘をうちますと、先ほど言いましたように街区公園と称しまして、半径250メートル程度の街区に居住する人が利用する0.25ヘクタール、これを標準とする公園というふうに定義をされているわけです。法律上は、その定義に基づいた公園というのは、今、言いましたように11カ所。各公園の面積は0.1から0.43ヘクタールくらいであります。

その他に都市計画決定されていないけれども同様な公園として分類されるものが、六日町に2カ所、塩沢に1カ所開設されております。これは児童福祉法に基づく児童遊園や各地区の集落センター敷地、これを利用した広場、こういうことであります。これは地域住民に最も身近な公園というふうになっておりまして、子供たちが安全に遊べることはもちろんでありますけれども、地域の大人も一緒に楽しむことができる。こういうことあります。子育てという視点から見ますと、あるいはまた急速に進む高齢化社会対応この視点から見ても必要性は高い。今ある公園もですね。

そこで新たに大規模の公園ということではありますが、銭淵公園は確かに池が2カ所くらいですかあって、そういう面で若干子供さんを自由に遊ばせておくにはちょっと危険があるといえますか、心配があるということは前々から伺っております。八色の森公園は池があると言いましても、あそこは15ヘクタールもあるわけですから、あの一角を別に児童公園と名づけなくてもその中で十分今大規模的な　ただ、遊具はありません。特に遊具はありません。（「あります」の声あり）遊具もあるのですか。ではほとんど問題にならないということですが。私どもは今、大規模なそういう公園を作るということよりは、今、既にある施設、この公園内容を充実させていくという方向を模索しているところであります。

その児童公園的なことというよりは、昔からフラットの芝とちょっと日陰のある、あるいはベンチのあるようなそういう公園という声は多くありましたので、これらを検討的なことはしてきたわけではありますが、今、合併をしまして、もう八色の森公園がほとんどその概念に近いということがありますので、これは八色の森公園の方をそういう面で積極的に活用していただくというふうに思っております。今、大規模な公園をこれから新たに開設するということはちょっと考えておりませんので、よろしく願いいたします。

冬期間の遊び場の確保であります。おっしゃっていただいたように雪国という宿命であります。昔は議員おっしゃったように外でも何でも雪が降っても何でも遊んでいたわけですが、今はなかなかそういう状況ではないという。その中で「ほのぼの広場」。これは通年開設でありますので、いわゆる屋内としては子供さん方はここをひとつ大いに利用していただきたい。そして開設日数が不足ということであればまたこれは。今、六日町は月曜から金曜までほとんどやっておりますけれども、塩沢、大和は2日、あるいは3日ということですので、そういうことも含めながら開設日数の拡大も視野に入れて、いわゆる雪の屋内の子供さんたちの遊び場といいますか、そういうことについては考えていきたいと思っております。

このためにまた新たに、それこそ大規模な施設を建てて、雪の降らないというか雪のあたらない屋外での遊び場ということはちょっと考えづらいことではあります。そういう面と、そしてやはり雪に親しんでいただくと、こういうことも私たちの地域にとっては大切なことではありますので、そういう面も含めながらスキー産業の関係等も含めながら、地域の特性を生かした冬の活動方法ということを模索していきたいと思っております。

都市計画用途地域をどう考えているのか

都市計画用途地域であります。最初に申し上げますが、昨日もちょっと申し上げましたけれども、言葉の一片をとらえてあまりにも。私は別に都市計画は下水道のためにあるなんて言ったことは全くありませんし、代表的な例としてですね、昔は公共下水道というのは用途地域内でなければできなかったという、そういうことを申し上げたわけです。ところが今は農村関係の下水道、あるいは特環とか、そして浄化槽整備とか、どこの地域でも下水道整備ができるようになりましたのでそういう面からとらえれば、いわゆる用途地域の中だけから都市計画税という部分の根拠はやや薄れつつあるということをお知らせしたわけでありまして、別に下水道だけに限ったことではありません。

そこでもうひとつ、二重負担ではないかというお話がありました。そういうことをおっしゃいますと、都市計画決定をして作った道路、例えば来清東西線ですか、ああいうやつだっただけで都市計画税としてのいわゆる目的税である負担金を出しているわけですから。その他に市費は当然積んでありますけれども。そうするとあの道路はでは、いわゆる塩沢地域の用途地域の人しか使ってはならんと、おかしいではないかと。こうなってしまうのです。（「そんなことは言っていない」の声あり）公園などは当然都市計画決定をして、八色の森も大原もそういうことでしょうけれども、用途地域に入れてやっているわけです。そこをでは二重負担

だということになりますと、もう話は全く前に進まなくなりますので、そういう議論はやはりしていても意味がないということだと思っております。

そこで、用途地域そのものという。どう考えているかということでもあります。今、南魚沼市の中で用途地域は5地区約695ヘクタールあります。そのうちに住居系用途地域が約467、これが一番多くて67パーセントであります。商業系が111、16パーセント、工業系、117、16.8パーセントというくらい。だいたいそういうことでもあります。

都市計画税そのものは都市計画事業のための目的税であります。これはおっしゃっていた。そして用途地域に限定されたものではありませんけれども、私たちの市では主に用途地域内を都市計画事業実施エリアとして大部分の都市計画事業を行ってきたということでもあります。そして課税範囲も用途地域として定めた。

先ほども触れましたように、代表的な例として公共下水道事業をあげて説明いたしましたけれども、その他にも街路、公園、土地区画整理、これらは全部都市計画税を財源として行ってきたものであります。市政懇談会の中でもその矛盾点といいますか、そういうことはお話をいただきました。何に使っているのだと。何に使っているのだといっても都市計画事業のために使っていると。それ以外に一切使っておりませんし、前にも総務部長の方からちょっと内容的にも話しましたが、都市計画税が1億数千万円これだけでとても足るものではありませんので、他の費用もつぎ込んで都市計画事業をやっているということでもあります。

ですから都市計画税を徴収されている方々は、ある意味では負担でありますしそういう面では不満もあるのかもわかりませんが、実態はよく市政懇談会でもお話しを申し上げてご理解はいただいたと思っております。都市計画税を徴収するために用途地域を設けている、そういう考え方ではありません。

用途地域を今後どうするかということでもあります。いろいろやはり考えてみますと、先ほど触れましたように、では用途地域内だけで都市計画税そのものというものを負担しているいい時代なのかどうなのかという、そういう疑念が私は今生じているわけでありまして、ただ1億数千万円という大きな財源でありますので、これを廃止だけをしてそのままというわけにはいかない。廃止をする際には固定資産税で全員の皆さん方からその部分を補っていただくという方法を考えなければ、おいそれと廃止には踏み切れないという思いであります。

そして近年、住宅地の広がりも進んでおります。それから郊外型店舗、こういうことが集中している地域もあります。しかしながら、長く沈静化していた例えば街路の決定をしていますけれども、もう30年も50年も経っても何の事業進展もないというそういう部分もあります。そういうことを全般的に見直すといえますか、そして現状にあった、そして将来の本当にあるべき姿を検討しながら用途地域をこれから、ではこの部分は広げるとか、この部分はやはりカットしていこうとか、そういうことを考えながら都市計画の基礎調査を今年から始めまして、平成21年にはその基礎調査に基づいた用途区域、用途地域、そして都市計画道路、この見直しの検討を行う予定であります。

当然ですけれども変更となる場合には都市計画審議会での審議を初めとして、地元の皆さま

んへの説明、これは当然やらなければなりませんし、情報提供を十分に行いながら作業を進めていくということでもあります。方向的には都市計画税はできれば廃止をして、そして市民全体の皆さん方の固定資産税の中でこれを負担していただくという方向を模索したいというふうに考えております。以上であります。

牧野 晶君 親と子供と一緒に遊べる公園を

児童公園についてです。児童公園という言い方はちょっとあまりあれですが、子供と大人が遊べるフラットな、そしてちょっと端っこの方に日陰や遊具があるような公園というのを保護者の方も望んでいるので、八色の森公園があるということで非常にいい公園だと思います。道路を挟んで池がある場所とない場所というふうな感じも 池はあるか。それでものびのびと遊べるような、池から離れていてちょっと心配な点ではないエリアもあるので。確かにそうかもしれないですけども、やはり子供と気軽に行ける、例えば八色。六日町からだって20分くらいかかるわけですし、塩沢の方からだって30分くらいかかるわけですから、子供を連れてまたそこまでというので。そういう視点で既存のある施設、例えば銭淵公園が今あるわけですね。以前から市長の方でも、池があるのでちょっと不安な 不安というのはあれかもしれないですけども フラットなところも考えていく必要があったというふうなご答弁があったわけですけども。銭淵公園や例えば大原運動公園のようなところも、今後そういうふうな視点で子供と大人と一緒に遊んでいけるようなフラットな、そういうエリアというのを作っていくべきではないかと思います。

あと「ほのぼの広場」が開設されているわけですけども、非常にいいところだと思います。たまにのぞきに行ったりもするのですけれども、あともう1点。どこかで1回くらい

1回だとちょっとデータがとれないと思うのですけれども。土・日一緒にゆっくりできるところというのを求めている点もあると思うので、冬場の土・日、子供と大人と一緒に遊んで、ジャスコに行って遊ぶというのはまたそれはちょっと違うと思うので、そういうまた何か考えていく必要があるのではないかと思います。

都市計画用途地域をどう考えているのか

都市計画税の方向にいきますけれども。市長の言われている20年前と様相が変わってきているというのは、思いはわかるのですけれども、今まで、では20年払ってきた地域の方として、今度はそれを廃止して皆通りいっぺん、皆からかけていくのだよというそういう考えがあることもまたそれはそれでわかるのですけれども。では、今までの分はどこにいくんだというふうな議論が必ず出てくるわけです。当然そうだと思います。

先ほど来清東西線の負担を都市計画でどうのこうのという説明もありましたけれども、来清東西線というのだから、用途地域の住民だけが使用しているのではなくて、市民全員が、はたまた他の地域の県外の方も利用すれば、ある意味県の大きな視点での事業でもあり、国の国策的な面もあるわけです。そういうのと一緒にされると、それこそまた議論がちょっとかみ合わなくなっていくのでそういう乱暴な議論というのはやめて欲しいなど。

都市計画の用途地域の方が思っているのは、当然均衡ある用途地域以外の方にも発展して

ほしい。けれども、用途地域の都市計画税を払っている地域、ここも発展してほしい。そういうふうな負担に見合った事業というのを 負担を払っているのだから、事業をするのが当然という言い方はあれかもしれないですけども、負担について事業というのは当然あるべきというふうな思いがあるわけです。

今まであそこを使った、ここを使ったとことあるごとに説明されるわけですけども、では一体いくら集めて、いくら事業をされたのか。けれどもその中に、例えばレク都市公園、大原運動公園、はたまた来清東西線などという事業が入っていれば、全然わけがわからなくなるわけです。説明を受けている方とすれば。

例えば都市計画税を40億円から50億円、多分過去に集めているわけですね。そのうちでは、事業費を400億円使っている、500億円使っているというかも知れませんが、下水道を省いてね、だけれどもその中にレク公園が入っているよ、来清東西線が入っているよ、大原運動公園が入っているよという説明があると、そこはちょっと違うのではないかというような思いが、都市計画の税を払っている住民としては当然あるわけです。そのところの説明をしっかりするべきではないでしょうか。

極論をいえば、廃止するという・・・極論のちょっとその前に。廃止の前に今まで払っている方に対してどういうふうな説明を今後していくのか。それこそでは事業が終わってしまうのではないのか。今までの事業見通しというのを今求めている点もあるわけです。用途地域の方は。いつまで税を払っていればいいのか。税を払うのであれば、見通しというのを明らかにしてくれないかという。負担に対してのいつまでも出口が見えない。事業をしてくれるのだったら負担もいけれども、全然先が見えないので非常に不安なのが都市計画税を払っている住民だと思うのです。

そのところを明らかにしないで、税を廃止していきますよという議論というのも非常に乱暴だと思うのです。あまり住民として、「ああ、税がなくなればそれはそれでありがたいけれど、では今まで払ってきた分はどこに行くのだ」というふうな議論になっていくので、ちょっと市長の言っていることは非常にわかりやすいのですけれども、ただ、それだと納得いかない点もあるので。そこについて市長、見通しというものをどういうふう考えているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと、基礎調査をやっていくということですけども、基礎調査をやって本当に21年度にいろいろ考えていくのであれば、本当に1回アンケートをするべきではないのかなと。アンケートとあと、今までの都市計画の「ここに使いました」のお知らせ版の発行とか。それと今後いつ頃までをめでに都市計画事業をやっていきますよというふうな、完成させますよというふうな、大まかにこの3つのとおりというのも、私はわかりやすい市政 非常に市長、今回のわかりやすい答えだと思うのですけれども、ただ理解が得られるかどうかというのはそれはまた別問題として、そういう視点も必要ではないのかなと思うので、市長の方からご答弁いただきたいと思います。

市長 牧野議員の再質問にお答えいたします。

親と子供と一緒に遊べる公園を

公園の関係ですけれども、これはさっき触れましたように、フラットの大規模なという部分になりますと、当然ですけれどもいわゆる便利のいい市街地の中にはまず無理ということでありまして。八色の森公園はこれに該当するわけですが、例えばでは大原はどうかと言われますと、大原運動公園は昨日でしたか腰越議員のご質問にお答えいたしましたように、これからあそこの公園をどういうふうに位置づけていくか、何を作るか。この計画に入るわけですので、そこに公園的なものがとれるかどうかまだわかりませんが、当然やはりただ、ただ施設を作って駐車場だけということにはならないと思うのです。そういう面ではある程度の構想は若干できるかと思っておりますけれども、これはまだ約束はできません。ですので、そういうことを考えながら、公園だけをどこかにとんと設けるということについては、もうこれ以上はなかなか無理だろうということをお知らせしました。

遊び場の「ほのぼの広場」の土・日対応ということでありまして、これは担当の方とちょっと協議はしてみます。ただ、土・日くらいは親子と一緒にという部分も。今の「ほのぼの広場」もほとんどお母さんと一緒に行っているわけですので、ですからその辺がどう対応できるか。確かに土・日 土・日くらいは家にいればいいのかと思うのですが、その辺はちょっと相談はしてみます。

都市計画用途地域をどう考えているのか

用途地域の関係ですけれども、これは負担をしていらっしゃる方々は、私たちは負担だけをしているという観念にとらわれがちではありますが、では例えばまた来清東西線を話にあげて失礼ですが、そこばかりではなくてあるいは都市計画道路で開設されたら。その皆さん方は、その隣接をした土地というのはものすごい価値が上がるのですね。

都市計画事業でなければできない事業で、例えば道路開設やります。あるいは公園も先ほど触れましたように、都市計画の決定を受けた公園というのは市内に1カ所もあるわけですから。これだって全部都市計画税が入ってやっていることですから。しかもその公園の近くというのは、これはいわゆる居住環境もいいわけですし、あるいはその近隣に土地を持っている方は非常に土地の価値もある。こういう面も全部勘案をしながらやはりある意味では利益がそこにあるから、税として負担してもらおうという、そういう理念に基づいているわけです。

ただ、何でもいければ用途地域の中だから税金とるなんてそういうことではないのですね。ですからそういう面をきちんとご理解いただければ。今までのをどこにどう使ったなどというのは調べればわかりますけれども、とても集めた金で足りたということではありませんので。個々に金に色がついていません。都市計画税は各年ごとにこのところから使ったということはわかるはずですよ。トータルの中でやっていますから。その都市計画税に大幅に積み増しをしてやっているということだけは間違いありませんから、それは今度は一般の皆さん方の税金ですから。そういうふうに考えていただければ決してその都市計画税を払っていたから損をしたとか、そういうことには私はならないと思うのです。

ただ、今、時代が大きく変わりまして、用途地域内でなければできない事業ということはほとんどなくなってきました。ただ、街路やそういうものはまだありますけれども、そういうことの中からいえば、そろそろ都市計画税という目的税は廃止をしてもいい方向になってきたのではないかとこの考え方です。ご理解いただけましたでしょうか。

どこに使ったか、今までどうしたかというこれは、各年ごとに都市計画税そのものがいくら徴収をされて、いくら使って、では都市計画事業費はその年度ごとにいくらであった、そして負担はいくらであったという、これは出ますよ。けれども、そこにいくら、ここにいくらという部分については非常に難しいですね。都市計画税の負担分がそこにいくらということが入っているわけではありませんから。トータルとして事業費の負担を出しているわけですので。

ですからこの事業に使われた、この事業に使われた、この事業はいくらであった、そして負担はいくらであった、これは出ます。ですので、必要であればそういうことはきちんと精査をしてお知らせを申し上げますが、少なくとも今まで私が市政懇談会に出てこの問題は2カ所か3カ所出ました。そしてそういう説明をしたら、それはそれでわかったと。大体ご理解いただいたと思ったのですけれども、まだご理解いただけないですかね。（「私が理解できません」の声あり）わかりました。それは別に調べて調べられないことではありませんので、ただ50年も100年も昔のことはわかりません。調べられる範囲でやらせていただきます。そういう状況です。

そして、そういう意味から今後どうするか。それからさっき触れましたように、これからやるべき都市計画事業と、計画決定をしたり計画にあがったりしている部分でも、もうこれはやる必要がないという部分も出てきますので、それをまとめて、21年度頃にはまた新たな事業計画と、それから用途地域の範囲を決めていきたい。

アンケートというのは、何かの中でとるのか。何を想定するアンケートなのかちょっとわかりません。私たちの地域が用途地域になっていいのか悪いのかという、そういうアンケートでしょうか。（「今までの清算を含めて」の声あり）今までのことはちゃんとやります。ですので、さっき触れましたようにこれはお断りしておきますが、どの事業にいくらかかって、市の負担、あるいは旧町の負担がどのくらいであって、そこに都市計画税が 都市計画税 そのものがいくら入ったというのはわかりません。集めた額はこれだけです。使った額はこれだけです。このことは出ますので。それは必要であればちゃんとお知らせをいたします。以上だと思いますが、よろしく願いいたします。

牧野 晶君 親と子供と一緒に遊べる公園を

まず子育ての方からいきますけれど、「ほのぼの広場」。土・日家の中にいればいいではないかという、そういうふうには本当は思っていないのしょうけれども、ただひとつの流れとしてなのですから。家の中だと子供と一緒に遊べないというのがあるわけです。ほんの狭い中でちょろちょろというふうな遊ぶ視点なので、「ほのぼの広場」みたいなところであれば、もっと大騒ぎをするわけではないけれど適切に遊べるというのがあるわけです。「ほのぼ

の広場」を例えば冬の一時期だけはどこかの体育館でゆったりというのもできる可能性があるわけです。そういうふうな観点というのを考えていただければなという思いがあります。

都市計画用途地域をどう考えているのか

あとは都市計画と用途地域の方に戻りますけれども、ちょっと乱暴な言い方をすることも知れませんが、市長の説明の仕方をまた先に戻ると、都市計画税、事業をするために用途地域を指定しているのだぞというふうになるわけです。そうではないのではないですか。一番最初市長は口では、用途地域と都市計画税は別だよというふうな、都市計画の用途地域のまちづくりと都市計画税は別で、ですけれども最後の方、核論の方にいくとどこでも今事業ができるから用途地域も何も関係ないのだというふうな説明になっていると思うのです。

用途地域というのは、住環境をよく整備していく地域なわけですが、極論をいえば、というふうに私は思うのです。ただ、市長は、今は国・県の補助金が何でもできるから、あまり関係ないからやっていくのだというふうに聞こえるのです。そのところを考え方がちょっと間違えているのではないかと。用途地域というのは都市計画決定を決めて、極論をいえば住環境をよくして人口密集地にしていくような考えで用途地域というのを決めたとするのです。そのところを市長はどう考えているのかについて。

アンケートについてになりますけれども、今までどういうふうに、要は目的税として集めていたけれども、説明責任というのは当然求められるわけです。今度、今まで事業費をいくら使っていくら集めていったという、個々の出せないかもしれないですけども、そういうものを出していくというふうな話がありましたので、それはそれでいいですけども、では、これからの住民に対して、目的税ということに対する説明責任という意味でのアンケート。用途地域の住民だけ、どうというふうな思いが、例えば都市化を図っていかどうかとか、清算の意味でのフリーランでのアンケート調査や、それこそ税を廃止していいのかわいのかのアンケート調査。こういうものをふまえてやっていくべきではないかな。

ひょっとしたら1パーセントでも、今0.2パーセント半額にしてというふうな考えでも、あくまで都市計画の用途地域というのを考えて負担をしてでも都市化を図っていきたいというふうな考えがあるかもしれないわけです。そういうことも市長は視点が必要ではないでしょうか。おおまかにいえば3点だと思いのです。この3点についてよろしくご答弁をお願いします。

市長 親と子供と一緒に遊べる公園を

質問にお答えいたします。冬期間の遊び場の件ですけれども、例えば今おっしゃったように体育館的な広いようなところでやったらどうかという、そういう部分も考えられるかとは思いますが、ただ、すべて行政主導ということではやはりならないという気がします。本当に地域の皆さんがそういうことで、例えば石打小学校の体育館を1日開けるとか、土曜日に使わせるとかそういうことのまた発想もひとつしていただいて、行政だけの主導ということではなく、お互い協力をし合いながら遊んでいただくことについては全く異論はございませんので、いろいろ考えていければと思っております。

都市計画用途地域をどう考えているのか

私が申し上げた都市計画の方ですが、用途地域の必要がないなんていうことは全く言っていません。用途地域そのものは都市の均衡ある発展を図る。それから秩序ある発展を図るといううえで必要なのです。用途地域だけから今までは都市計画税をいただけてきました。これについては今の流れの中では、そこだけから税という部分については、あまり説得力がなくなってきたような気がします。ですので、これについて見直しを含めて検討させてもらいたいということを言っている。用途地域がいらないなんてことは全く言っていません。これは必要です。

そして今でも、例えばさっきおっしゃった児童公園とかそういうものは、用途地域内に都市計画法による児童公園というのは用途地域内でないとなかなかできませんね。そういうやはり利点といたしますかそういうこともあるわけですから、そういうことも全部含めて勘案をして、おっしゃっていただいたようにでは今の税率を半分にするとか、いや全廃するとか、いやもっと上げるとか。いろいろ選択肢はあるわけですのでその辺は考えながら、それこそ住民の皆さん方からご理解いただかなければなりませんので、説明はきちんとしながらやっていこうということであります。

説明責任ということについては、個々のそういう部分については一応これは逃げではありませんけれども 議会の皆さんには全部話しが入っているわけです。毎年毎年の予算も含めて。ですので、今までこういう議論があまりありませんでしたから、では今年の都市計画税はいくら集まって、都市計画事業がいくらでありました。こういうことをいちいち用途地域内の皆さん方にお知らせをしたということはありません。ありませんが、その制度の変更も含めて、ある程度のことはやはりお知らせはそれはしなければならぬと思っています。変更するという場合はですね。ですからそれはきちんとした説明をしながらやっていくと。

それからアンケートについては・・・このアンケート調査。これはちょっと担当課と検討します。するとかしないとかは別にして、ちょっと検討はいたします。以上であります。

副 議 長 質問順位 19 番、議席番号 2 8 番・若井達男君。

若井達男君 おはようございます。傍聴者の皆さん、本当に足元の悪い中、早朝からご苦労さまでございます。

南魚沼市の都市計画を問う

通告しておきました一般質問をこれからさせていただきますが、前者からほぼ似たような質問が出ておまして、早い方がいいのか、後がよかったのかということを考えてところであります。と言いながら、やはり都市計画を考えたときに、都市計画は新しくて古いのか。古くて新しいのか。新しくて古いのか、これを考えていると大体 30 分くらいがすぐに経ってしまいます。自分なりに考えますと、この都市計画そのものは古くて新しいというふうに私はとらえております。

何で古いのだ。都市計画法の制定は大正 8 年だということになっています。大正 8 年に当

時の内務省が都市計画法を制定したという中から始まっておりまして、新潟県におきましても新潟市は大正12年に適用指定を内務省から受けております。長岡市は昭和3年にこの適用指定を受け、そのときには長岡市は街路事業等が自らの市の計画の下に進んでおりまして、このとき平成3年には、今ほど話に出ておりました用途地域の指定も受けたというふうになっています。

そういうことで、それならば私ども南魚沼市はどうかということになりますと、南魚沼市におきましては、これは昭和43年の都市計画法の大幅改正、建築基準法の大幅改正に基づいた中に、48年の旧3町におきます六日町については2月1日に都市計画決定をしております。これは当時の大和・六日町についても同じ時期の決定だというふうに思っております。

そのときの六日町の都市計画決定面積283ヘクタールというようなことで、その後見直しをやってきておりましたが、見直しとして最後が平成4年のやはり建築基準法の改正と合わせた中に、平成7年の改正。これが近年の真近な改正ではなかったかというふうに覚えておりますが、345ヘクタールに伸びているのではないかと思います。

合併後の昨年、私は6月議会で1市に3つもある都市計画区域を1本化しろと。これは当然一本化しなくてはならないということで、一般質問に取り上げました。そしてこれについては、18年度中に検討して、19年度から新しい都市計画、南魚沼市1市1体の都市計画として移すということは、市長の答弁を得た、また、そのとおりに進んでおるところであります。やはりこれらをふまえたときには、都市計画は古くて新のだというふうに考えています。

そしてこの古くて新しい都市計画はどうして私ども住民にぴんとこないのだということになりますと、やはりこれは「都市」という言葉と「計画」という言葉が合わさって「都市計画」。これは行政言葉なのです。先ほど申し上げましたように、大正8年に制定されて、それから当時は国が主導で、内務省主導でやってきた都市計画。それを時期がきたときに都道府県に移行して、都道府県主体の都市計画でやってきたということで、今で言うならば政令都市、そういった部分においてはかなりの身近さを感じるわけです。ですが、やはり私たちのこういった地方の中の地方、そういった中に「都市計画が何だやれ、俺ら所なんて何でもなくてもいいや」と。「このとおり立派な自然がある」というようなことが考えられるわけですが、やはりこの行政言葉が先に走っているものですから、なかなかぴんとこないというふうに考えております。

また、このひとつ古い中を探ってみますと、江戸城、江戸の町。これは別に徳川家康がつくったものではありません。これは室町幕府の中期の武将、太田道灌がやはり江戸の町をつくり、そこに江戸城を築城した。それを家康が、今の言葉で言うならばリニューアルして、そこで執政を行ったということなのです。やはり古いのです。

今1点、古さを考えてみますと、今私どもではやはり一番の熱の入るところ、入れなくてはならないというところの直江兼続公の「天地人」です。この「天地人」の中で越後が国替えをしたとき、会津若松に移りました。会津若松に移ったときにはもう、会津若松は都市計

画、まちづくりがほぼ済んでおったのです。これは蒲生氏郷 近江の蒲生郷の出身で近江商人の育ての親と言われております。この蒲生氏郷が会津に入り、入ったときには黒川という地名だったわけです。黒川城というのがあるわけですので。その地名を自分の生まれたところ、蒲生郷の若松の森というというものを倣って、黒川を若松にした。そしてその中に黒川城はどうしてそのでは鶴ヶ城になったのか、これは幼名が鶴千代という幼名を持っていたものですから鶴ヶ城にしたのではないかと、これは私の考えなのです。

そういうことで、会津のまちづくりはもう当時から出来上がっておった。そこにわずか3年ほど兼続公がいたわけですが、関ヶ原の合戦に皆さんご存知のように負けて、米沢に動かされて、30万石になった。そして今の米沢市においては、もともと兼続公がやったものだから、やはり米沢の皆さんは何を言っても、我々のまちづくりは兼続公なのだということだと思っております。

そしてこれも今ひとつ、もう少し考えてみると蒲生氏郷、それから先ほどお話ししました太田道灌、これがやはり幼名も同じ鶴千代なのです。そして蒲生氏郷は滋賀県近江の里、蒲生郡。太田道灌は相模の国に生まれておるのです。ところが生まれは当然そこまで違って100から110年の違いがあるわけですが、どういうわけか上杉に関係があるのです。太田道灌はときの官僚、上杉家の執事をしておった。そこに生まれたのが太田道灌なのです。しかしながらちょっとやり過ぎか何かで、これは主君に策略で殺されてしまった。蒲生氏郷もやはりこれは40歳で亡くなっております。

そういうことで兼続と上杉を見たときには、これは今もってやはり兼続公がここに出るべきときであって、この時期にこそ井口一郎市長は五百年の大計でまちづくりをやっていたきたいということなのです。

そういう中にこの都市計画は昭和48年に決定されて進んできておったわけなのですけれども、先ほども議論のあったところですが、では、都市計画事業が金額は別にしても、どういうところにどういった都市計画事業があったのだということについては、やはりこれからお伺いするところでございます。

そして都市計画事業、もっとおおまかに言うならば都市施設なのです。先ほどこれも議論にありました。都市施設といえは下水道ばかりではないです。これを大雑把に分類すると、まずは交通なのです。交通は何かと言ったら、これは都市計画道路、街路事業、これに匹敵するのです。では公共空地、空いているところの利用は何だと言ったら、これはやはり公園であり広場であるのだと。あと施設の利用こういったものについては、供給については上水路。利用処理については下水路処理場、斎場、ごみの処理場、そういったところがあるわけです。あとその他やはり文教施設としての学校、公民館、図書館。また福祉保健のそういった分野にもこれは都市施設として入ってきておるのです。

そういったことで大雑把で結構でございますが、今まで南魚沼市にそれら、都市事業としてどういうものが施工されてきておったのだということが、やはり皆さんの理解を得なければならぬところではないかというふうに考えております。

そしてこのあと触れますが、用途地域です。用途地域になるとどうしても都市計画税が出てきますが、都市計画税につきましてはこのあと一般会計で決算認定が待っているわけです。18年度現年分、滞納分合わせて約1億5,000万円。1億4千9百何十万円だったかと思いますが、それが徴収されています。確かにそのお金をどこに使ったか、都市計画事業にどこに使ったといわれても、これは市民税、固定資産税と同じで、どこだということはなかなか担当課長でも市長でも難しい面だと思います。

しかしながらこの都市計画事業を行うために、都市計画税というものを0.2パーセント徴収した中に都市計画課をもってその課長を初めトップの部長、以下職員が一生懸命に取り組んでこそ事業採択が行われて、これが事業化プロジェクト化されておるわけですので。やはりこれらは金の云々ということではなく、また都市計画法に定められた中で用途地域の指定をしなくてはならない。これは法律で定められておるのです。そういうことなものですので、用途地域についての金の使い方云々は、まあまあ何回やってもちょっと結論が出ないというところだと思います。

私は用途地域の指定については平成14年の9月議会、これは井口町長の前の小宮山町長時代でございました。そのときに一度。そしてその次が15年の3月議会、これは井口町長の時代の一般質問で、用途地域の見直しということで質問させていただいております。前段の小宮山町長時代についてはこの質問を行ったときの結論は、合併が控えているから、合併を見据えてという答弁をいただいております。井口町長時代におきましては、素案をこれから検討に入ると。今ほどのような答弁をいただいたわけですが、いずれにしてもこれももう後数カ月で合併だというようなことで、合併を見た中で、では用途地域を見直そうと。素案を考えようというときで、このときには具体的に私は自分なりの考えを申し上げました。

今、六日町に指定されております昭和48年の用途地域の指定。木の芽坂ホテル、あそこが近隣商業地域なのです。当時は温泉地として確かに可能性があったわけですが、残念ながら八海荘、若葉荘、そういった温泉施設はみんな撤退、もしくは廃業しております。そういったところが本当に近隣商業地域なのでしょう。

それよりはるかに民間デベロッパーの開発により、住宅化がどんどん進んでどこへでも住宅化になっているではないですかということで、見直しということでこれは提言しております。また、見直し新たな指定については、ではジャスコのところはどうだと、平成7年に始まって。そしてでは今のコメリ、ひらせい、原信のところはどうだ。これは白地地域の用途地域の指定のない。そういったところに本当に新たな設定を考えなくていいのかということで、これらも質問してきておりました。

先ほどの前者の質問に対して市長がこれらについては答弁されておりますので、これ以上は申し上げませんが、そういったことで南魚沼市の新しいまちづくりをひとつどのように考えておるかどうか。また都市計画事業がどういったかたちで進んできて、今後どのようなかたちで進めるかということと、あわせて用途地域についても先ほど21年までという答弁を聞いておりますので、この点については結構でございますが、市長のお考えをお伺いすると

ころでございます。以上でございます。

市長 若井議員の質問にお答えいたします。今の若井議員のご質問を伺っておりまして、血は水よりも濃しいいいますか、お亡くなりになられました関佐一さんを思い出しました。歴史について非常に造詣の深い大変スケールの大きなご質問をいただきまして、ありがとうございました。

南魚沼市の都市計画を問う

都市計画の目的、必要性ということでありますけれども、都市計画そのものは当然でありますけれども、さまざまな観点から総合的に将来を見通してまちづくりを計画的に誘導する。そして秩序ある市街地を形成するというこれが目的であります。それを実現する手法として土地利用の規制、それから都市施設、そして市街地開発事業、この3つを大きな柱として規定しているところであります。

土地利用規制につきましては、もう釈迦に説法ですが一応申し上げますけれども、土地の使い方や建物の建て方、ここに一定のルールを定める。いわゆる建ぺい率とか、容積率とかというそういうことであります。

あと都市施設につきましては、都市の骨格となる公共施設である都市計画道路、そして公園、下水道、これらについて定めております。

市街地再開発事業、これは土地区画整理事業等でありまして、新しい街並みをつくったり古い街並みをつくり直す。こういうことになっておるところであります。これは私たちも大きな都市ではありませんけれども、やはり無秩序な開発等を規制して、総合計画に謳う市民が望むところの南魚沼市に導くために、やはり都市計画によるコントロールは絶対必要だというふうに思っております。

今年3月に合併後の都市計画区域の変更を含めて、総合計画の中の都市基盤に関する基本的な指針として「南魚沼市都市計画マスタープラン」これは今策定したところであります。

事業の経過と今後の方向であります。先ほどおっしゃっていただきましたように、南魚沼市の中で六日町が都市計画区域というのは昭和28年に決定しました。そして用途地域応召は昭和48年。私は当時職員でありまして、この用途地域の策定作業に携わった覚えがあります。先ほど出ました木の芽坂付近。やはりあこは当時は第二の温泉街といえますかそういうかたちにしていこうということと、現状の施設がそうだということで、近隣だったですか、商業地域だったか、そういう商業系の地域にしましたが、ちょっと意図が反しまして宅地開発も進んでいるというような状況であります。

大和では昭和48年に大和都市計画区域、塩沢は49年に塩沢都市計画。これは大体似たような年度であります。そしてそれが指定されて以来、各種の「都市施設」を計画決定して整備を図ってきたところであります。

都市計画道路では、国・県道を含みまして計48路線56.9キロメートル。これを実施しております。都市計画公園では先ほどちょっと触れました奥レクの八色の森公園、あるいは大原運動公園を初めとして、計14公園、2緑地。面積にして35.8ヘクタール。下水道事

業では公共下水道事業といたしまして、595ヘクタール。土地区画化整理事業では、4地区60.9ヘクタール。その他にもごみ焼却場、あるいはし尿処理場、これらの供給施設等を計画決定して、それぞれ補助事業等を活用した中で取り組んできた。近いところでは、今の思川にあります斎場もやはりこれは都市計画の中の一施設であります。

直近のまた都市計画道路事業としましては、これは先ほど触れました県の街路事業としての来清東西線。あるいは塩沢中通り線、これは整備を進めております。公園事業では浦佐というか奥レク公園、あるいは大原運動公園、これらの増設改良に取り組んでいる。非常に大きな事業をいっぱいやっているということでもあります。

しかしながら昨今の国の動向、これを見ますと特に街路補助事業においてはやはり都市という部分の中で空港関連のアクセス、あるいは「開かずの踏み切り」これは都市部に多く見られます。この対策に重点的に配分されておまして、一般的な街路事業 私どもの方でありますけれども これは大幅な予算削減がなされている状況であります。

市街地道路の改良を目的とする補助事業としては、実際には採択が今、非常に困難な状況になっております。そこで県の坂戸泉田線、これは県道の六日町線。あるいは丸山通り線。これは県道上村上野線ですか。これは都市計画決定道路であっても、道路局所管の補助事業。都市局ではなくて、道路局所管の補助事業によって整備を図っていくというこういう路線もございます。

今後は必要な路線については、「まちづくり交付金事業」やその他の事業をやはり模索しながら整備手法を検討していく必要がある。もう都市局所管ということはほとんど薄れてきたといえますか、なかなか採択が困難になってきたということでもあります。そういう事情をふまえて、長期にわたって未着手になっております都市計画道路については、時代の変化による道路の利用形態、これらを勘案して路線によっては計画決定の見直しを行い、整備促進を図っていく必要もあるというふうに考えております。

用途地域と都市計画税の目的であります。もう用途地域の目的というのは議員おっしゃったとおりでありますので、それぞれ申し上げます。その都市計画税そのものは、これも先ほど牧野議員にお話し申し上げましたように目的税でありまして、都市計画事業に要する費用にあてるためということでもあります。

都市計画税を課税するかいなか。あるいは税率をどの程度にするか。また課税する場合の課税区域。これは都市計画事業の受益が及ぶ区域として都市計画区域の全部にするか、あるいは用途地域にするか、一部の地域にするか。これは市町村の判断に委ねられている。

合併以前から大和、六日町、塩沢、これは都市計画道路、都市公園、公共下水道、これらの都市計画事業の大部分は用途地域内で計画決定されておりましたので、用途地域を課税区域をしている。合併後もその考え方はずっと継承して、今そのとおりであります。

税率は先ほど触れていただいたとおりであります。平成17年度から0.2に統一させていただきました。

先ほど牧野議員にもお答え申し上げますけれども、都市計画事業によって都市計画を实

施された地域は利便性の向上、あるいは都市の利用価値の向上、これらの利益を受けられるということから用途地域内で都市計画税を課税する。こういうことには当然ですけれども合理性もあるということでもあります。合理性がある。「も」ではなくて、「が」あるということでもあります。

しかし、それこそ先ほど触れておりますように、現在は都市計画道路、街路事業の状況はなかなか都市計画事業としての採択が難しくなって厳しい。道路局事業として実施するようになってきているのが今の流れであります。それから下水道事業につきましても、これも再三申し上げておりますけれども、もう用途地域内はほぼ完了いたしました。そして用途地域の優位性、これらも薄れてきたということでありまして、都市計画税の意義もやはりそういう意味からやや薄れつつある。見直しの検討をしなければならないということでもあります。

しかし、他の事業によって整備を継続するためにも、当然財源は必要でありますので、都市計画税を例えば廃止をしたにいたしましても、その財源は何らかのかたちで市民の皆さん方からご負担をいただかなければならないということでございます。ですので、まだ都市計画税そのものを全廃するとか、あるいは税率を半分にするとか、そういうことにはまだ至っておりませんけれども、見直しの検討を始めたというところでございます。以上でございますので、よろしくお願いたします。

若井達男君 再質問させていただきます。

南魚沼市の都市計画を問う

用途地域についてですが、今ほど市長答弁ありましたように、昭和48年六日町には、8用途地域をすべてを使って第一種住居専用から始まって、工業専用まで使われたということですが。それでこの平成4年の改正では、受益地域がそれが7つに増えて12になっておる中を、南魚沼市とすると10の用途地域をしている。21年までに見直しをするというような中には、果たしてこの10の用途がすべてやはり必要なものであるかどうかと。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、それらはかなりくくって12のやつを10にしていると思うわけですが、やはりこれらも全般を南魚沼市全体を見た中には、この種類についても検討していかなくてはならないわけだと思います。あわせて新たなる線引き。南魚沼市は重要な課題になってくるのではないかと考えております。

その点についての1点と、今度は税の問題になりますが、やはり都市計画税は自治体市町村税の中の7税ですか、市税、固定資産税、入湯税、軽自動車税、たばこ税、また今でこそ課税がされておませんが、特別土地保有税。そういったものがきちんと地方税法の中で定められておるものですので、市長は今ほど答弁ありましたように、一片の言葉じりの取り上げで廃止だ、見直しだということは大変これは難しい問題でもあり、大きな影響が出てくる問題であると私も考えております。

そういう中、またまして、財政健全化計画の最中でございます。財政力指数0.5にも及ばない0.457ですか、18年度。また、先日も話が出ておりました公債費比率、大体19年度が一番のピークになるのではないかとという24.1パーセントも上回る24.6という、こ

ういった数字が出ている中についてのこの税財源はやはり何をもって。私に言わせるならば新税まで考えた中でやはり考えて立ち向かっていかなければ、財政健全化は大変難しいものではないかというふうにも考えておりますので、この2点についてひとつ市長の答弁をお願いします。

市長 若井議員の再質問にお答えいたします。

南魚沼市の都市計画を問う

1点目の用途がすべて必要か。私も当時第一種住専とか、あるいは工業専用とか、これは本当に理想に燃えて、今は全然家の建っていないところを、ここは必要で高級住宅街にしようとか、そういう目的で八幡のあの下側の方を第一種住専にしたり、今の美佐島のというか、庄の又のあの部分を工業専用地域というふうにしたわけでありまして。が、やはり時代の流れの中でなかなか私たちの地域に一種住専とか、あるいは工業専用とかという部分は、あまり必要もないのかなというような気はしてきました。

ですので、どこをどうということは申し上げませんが、すべての用途を揃えなければならぬなどということは全く考えておりませんので、実情にあった。そして先ほどは五百年の大計と言われましたけれども、とても五百年の大計は私は見通せませんが、せめて10年くらい先を見通しながらこの用途地域のまた変更といいますか、新たに設定する部分も含めてですね、それを考えていかなければならないと思っております。

税の関係であります。まさにおっしゃるとおりでありまして、新税も含めてといいますかそういうことも含めて。この財源をそのまま都市計画税を廃止して、そのままということにはなり得ませんので、先ほど触れましたように、例えば固定資産税の税率の上乗せでカバーするか、あるいは新税的なものがあるのか。それらも含めながら検討させていただきますけれども、いずれにしても1億5,000万円をきちんと担保できる何らかのその処置を考えなければならぬというふうに思っております。

副議長 ここで暫時休憩いたします。休憩後の再開は11時といたします。

(午前10時40分)

副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

副議長 一般質問を続行します。質問順位20番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君 通告に基づき一般質問させていただきます。

1 市営住宅における住環境について

最初に市営住宅における住環境についてお聞きします。本市において市営住宅は東泉田の教職員住宅が市営に移り70棟を数えます。住居というのは生活において一番の根底であり、大きな位置を占めます。今、住むところがなく、ネットカフェ難民が大きく紹介され、問題を問いかけています。住むところがあるということはどんなに素晴らしいことか。ありがたいことかうかがわれます。

そこで本市は昭和40年建設の築42年を筆頭に住宅の老朽化が目立ち、建て替えや改修

が必要な住宅が多くあります。去る7月、中越沖地震が起こり、当地域においても2度にわたる大地震を目のあたりにしました。私も当日、我が党の太田代表と一緒に柏崎に入り、直後の悲惨さを目のあたりにし、言葉にはならないくらい胸が詰まる思いでありました。即現地視察をし、また与党として会田会長とともに要望をお聞きするなど、市内を駆けずり回りました。そして次の日から一週間、毎日ボランティア活動を続けてきました。

今議会も多くの議員が防災について問いかけております。執行部も思い当たることはいっぱいあったかと思えます。耐震診断を考えたとき、もちろん当市の財政状況を考えたとき、したいのはやまやまだがと執行部も思っているかと思えます。私もわかります。しかし、住まいに関する施策は重要と考えます。合併建設計画においても整備事業計画は必要と考えますが、本日、財政関連の計画策定の基本方針が提示されました。優先順位もあると思えますが、どこにも住宅関連は出てきません。環境整備もあわせて長期展望、長期計画をお聞かせください。また現地調査は定期的に行っているのか。

また2番目に、入居時の説明は口頭でしているのか。

そして3番目に、入居者との意見交換はどのようにしているのか。そして市との入居者の連絡協議会のようなものをどのように行っているのか。住環境改善について行政のケアの見解もあわせてお聞かせいただきたいと思えます。

2 「教育サポーター」制度の導入について

次に教育サポート制度の導入についてお聞きします。文部科学省は企業を退職した団塊世代の人材を教育分野で活用するため、教育サポーターの資格を2008年にも創成する方針を固めました。一定の研修を経て学校での指導法等を学んだ人をサポーターに認定するものであります。教職経験こそないものの、能力等にお墨付きを与えることで、意欲があり、優れた知識や技術をもつ人が教育現場で活躍するチャンスを広げるのがねらいであります。

それと同時に成長過程にある子供たちにとっても、社会経験が豊かな人との関わりをもつことは好影響をもたらし、地域での教育力が高まる効果が期待されております。

そこで旧六日町時代にもサポーターの募集を図り多くの方たちを募り、活躍されたかと記憶しておりますが、その後どうなったのでしょうか。自然解消したのかと思えますが、お聞かせいただきたいと思えます。

1947年から1949年生まれの、日本総人口の5パーセントを占める団塊世代の1期生がいよいよ定年を迎え始めました。約669万人。社会や経済の将来に大きな影響を及ぼす、尊敬する方たちであります。働いている人の6割強が定年後も何らかのかたちで働きたい、社会のために役立ちたいと言っているという内閣府の統計も出ております。

これまで培った技術、蓄えてきた知識、支えとなった趣味を生かし、各人の持ち味を發揮していただき、私は地域皆で意欲ある方からは活躍してもらい、様々な知識、技能、あるいは豊かな経験を授業等に生かしていくサポーターをボランティアとして、また市民の方々を募集登録することにより、教育や生涯学習に関するボランティアの指導、支援を必要とする地域や学校、放課後学級等からの求めに応じていく。求めに応じて情報を提供して、各地域

や自治体を後押しし、応援していく。そんな教育サポーター制度の創立に向けて検討委員会を設置してはどうかと考えます。

そんな制度を早期導入し、制度を生かせる環境づくりに積極的に取り組むべきと考えますが、教育委員会のご見解をお聞きかせください。以上2点、壇上からの質問といたします。

市長 中沢一博議員の質問にお答えいたします。

1 市営住宅における住環境について

市営住宅における住環境の件でありますけれども、この整備につきましては以前にも1回ご説明申し上げておりますけれども、現状規模、これは354戸であります。棟数はおっしゃったとおりであります。これを拡大することなく平成19年3月に策定、公表されました新潟県住生活基本計画 これは平成18年から27年の10年間です。これを指針といたしまして、まず一番は耐震化の促進であります。

現在昭和56年以前に建築されたRC造りの市営住宅は6棟。これは大崎団地、物見が丘、これは旧大和であります。西泉田1号棟、2号棟、旧六日町。来清団地、泉盛寺団地、これは塩沢地区ですが。これを順次耐震診断し、診断結果により改修計画を整備するというようにしております。今年度は大和地区の物見が丘団地の耐震診断を実施しているところであります。

2番目は、この私たちの市におきましても、年々増加しております障がい者世帯、あるいは母子・父子家庭、小さな子供のいる世帯、高齢者、DVドメスティック・バイオレンスの被害者等、社会的弱者であります住宅困窮者の入居に対する適切な対応。それから入居後のケア体制、整備の推進を進めてまいります。

申し上げましたこの施策にあたっては、他にも施策、特に福祉施策との連携は強化していかなければならないと思っております。

それから高齢者等の安全や利便に配慮したユニバーサル・デザイン、あるいはバリアフリー化改修、これも推進をしていきます。

それから政策空家として実施しております老朽化住宅。これは現在塩沢地区の北原住宅等ですが、この建替えにあたっては民間借り上げ型、これらを活用した新たな供給体系の検討に入りたいと思っております。

もうひとつは市営住宅の適切かつ効率的な管理を推進していくための指定管理者制度の導入。これも検討していかなければならない。

これらを主要施策といたしまして、住環境整備は進めていきたい。財政シミュレーションの中に、その住宅関連というふうに謳ってはおりませんが、総枠の中での予算はある程度みているというところであります。

お尋ねのこの入居時、これにつきましては公募時に説明会をいたしまして、そしてこれはプリント配付、これをきちんとしてやっておるところであります。それから協議会は設置はしておりませんので、個人の状況に対応して福祉課やそれぞれの担当部署でケア的な部分も担当しているということ。

定期的な部分につきましては、遊具、設備、外構これらについては定期的に調査をきちんとやっております。それから電話連絡、これらについての確認等もたまにはあるということでもあります。

そんな状況で今、それぞれの住宅の何ていいますか、環境的な部分についても把握をしながらやっているというところでもあります。

2 「教育サポーター」制度の導入について

教育サポーター制度の導入につきましては、教育長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

教 育 長 それではお答えを申し上げます。

2 「教育サポーター」制度の導入について

議員からのご指摘のとおりであります。団塊の世代がこれから続々と退職をするという時点にあります。文科省はそういったことを時期をとらえて、これまでの高度な経験、豊富な知識というふうなものを学校教育、あるいは社会教育の場面で活用しようというふうにご考えられたものというふうにも私も理解しております。

まずお尋ねの旧六日町の時代からやっていた教育ボランティアの部分、今どうなっているかというところがありましたので、この部分から最初に申し上げたいと思います。事業の名前は多少変わったかもしれませんが、今私どものところでは教育ボランティアというふうなことで、各学校で「地域を学ぶ、地域に学ぶ、地域の人に学ぶ」というふうなことで取り組みをしております。若干の謝金等をお支払いしたボランティアの方々が12校で61名、延べ832日という実績であります。

なおこの他に、合併前から本当に無償で学校で子供たちに授業の補助ですとか、部活の支援ですとかやっていたおボランティアの方々がほぼ同数くらいおられますので、私どもの地域ではかなり地域の人々のお世話になりながら教育をやっているということが言えると思います。

繰り返しになりますけれども、高度で専門的な知識や技能を持った方々から学校で子供たちにいろいろ指導をいただくということにつきましては、今ほど申し上げましたようにこれまでも活用と申しますか、お願いをしたところではありますが、今後この教育ボランティアの場面というのは一層重要性を増してくるだろうと、このように思っております。

ただ、今現在、私どもが抱えている問題と課題といたしましては、学校が必要と申しますか、求めたい方と学校で役に立ってあげようという方々のマッチングがうまくいっているとは言えません。これが今の課題だと思っております。

ですから今ほどご提案のありましたような検討委員会というふうなものを、今すぐとはちょっと申し上げにくいところがありますが、学校が必要とする人材、そして学校を助けてやってもいいという方々の、双方のマッチングをどうやって進めるかというのが課題でありますから、それを検討する委員会というものが必要だろうと、このように考えております。

ただ、教育サポーターの制度についてであります。研修や登録をどこがやるのか。例え

ば国がやってくれるのか、都道府県がやるのか、市町村に任されるのか。その辺がまだ不明でありますので、重要性については十分理解しておるところであります。取り組み、この制度への対応につきましては、もうしばらく研究をさせていただきたい。このように考えております。

中沢一博君 1 市営住宅における住環境について

先般、社会厚生委員会で千葉へ視察に行つてまいりました。帰りに東京の荒川沿いを通つてまいりました。そのとき私の脳裏に焼きついて忘れられないのは、あの荒川沿い、ずっと何キロもホームレスの小屋でありました。胸が痛くなるほど、言葉にはならないほどの現実を目の当たりにしまして、悲しさと空しさというか、一人の議員として決意も新たに、また使命も新たに感じた次第であります。

私が常日頃思っていることは、行政の方向付けで、一人の議員として鷹の目になってはいけなと自分に言い聞かせております。それは上から物を見るのではなくして、犬の鼻のように地べたをくんくんと嗅ぎまわる。格好いい部分ではありません。けれども、くんくん嗅ぎまわつて市民の声を、また思いを間違つた方法にいかぬよう、大衆の中で大衆の心をわかつていきたい。そんな人間になりたいと思つております。できることから実行したい。または実現したいと私は常日頃思つております。

市営住宅に住まわれている方はどちらかという生活、社会環境が恵まれているばかりとは言えません。必死になつて子育てに挑戦している方、また生活環境の変化により、ご自身が先頭になつて働かなければならない方、多くおられます。例えば入居の修繕の負担についても、市からチラシと説明書を私もいただきました。この中にも畳の表替え、ふすまの張り替え等、これは各人でやるというふうに、まあもちろんのことですけれども、提示されてあります。

住居者にとつてみれば当たり前のことではありますがから知つているのですけれども、現実はなかなかできないというのがあれです。ですからこれはもう私はやはり居住者の責任のもとでというふうに、原則的には思つております。しかし、私は先日、市営住宅の状況を見る機会がありまして、見させていただきました。率直な感じ、本当に申し訳ないというのが率直な気持ちでありました。財政云々ではなくして、やはりもっと私たち議員は弱者と言つたら悪いのですけれども、そういう声に耳を傾けなければいけない。私はそう思います。わかつてはいるけれども、何もできないのでは行政の役割りはありません。私は職員の方も重々承知していると思つます。

思つますから、先ほど市長も言つたように福祉策の面、バリアフリーの面、若い世代の面、予算化してあります。そう言つていただきました。ありがたいことではあります。本当にそういう部分を感じますけれども、やはりもう一度、私は予算の面はわかりませんが、もう一度見直す必要があるのではないかというふうに感じる一人であります。

そこで市営住宅の点でどうしても言わなければいけない。先ほど市長もおっしゃつておりました。若い世代の子育てファミリーに向け、住宅の支援体制の拡充であります。これはど

うしてもやはり市長がいつも子育て支援に対して財政の厳しい中を方向性をもって予算化してきていただいております。今回も妊産婦の無料検診に関しましても、2回から5回、補正を組んで拡充していただきました。本当にありがたいことだと思っております。だからこそもう一度この面に、若い人たちに希望を与えてもらいたい。私はそう思います。

例えば今、東泉田の教職員住宅はなぜかご承知のとおり、なぜかというか、おわかりのとおり入りたがりません。このままではやはり厳しいと思います。立地条件がよいのでやはり多少の改修をするかどうかあわせて考える余地は私は十分あると考えますが、市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、昨日私は議会が終わってから、塩沢方面の住宅状況がよくわからないので、掌握しようと思って伺いさせていただきました。玄関で挨拶させていただきましたが、玄関のふすまはあちこちがすごく剥れておりました。壁もすごかったです。この部分は居住者の見解と言われますのでよろしいのですけれども、柱も腐っておりました。しかし、その若い方が私のどうでしょうか、どうですかという問いかけに対しまして、柱も床も腐っていますが、「何もありません」とおっしゃっておりました。そして「お金が安いから助かっております」と言っておりました。私は本当に頭が下がる思いで帰ってまいりました。

市民の中には自分の主張ばかりして、なかなか何を言っているのだと、言葉は悪いですけどもそういう方もいられるのも事実であります。しかし、多くの市民はそんなことは思っていないと思います。言ってきたときは余程のことだと私は市民の声を感じなければならないと思います。

担当職員が一方的な杓子定規なことではなくして、できるできないは別として、やはり相談にあたってあげる。そういう部分をお願いしたいと思います。先ほど、説明しているとおっしゃっていました。現実聞いてみると多分大半が配付だけで終わっている。口頭で説明を受けたという人はあまり聞いておりません。やはりそういう最初の部分から大事な部分でありますので、私はもっとこの部分は大事にしていかなければいけない。やはり市と実際使っている方の意見の齟齬があってはいけないというふうに私は思います。

老朽化が進む中にやはり住宅環境のケアは私は十分必要になってくると思いますので、もう1回市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

2 「教育サポーター」制度の導入について

次に教育サポーター制度の導入についてでありますけれども、旧六日町当時、私も学校から要請を受けて、私なんかどうかなと思いましたがけれども悩んだ結果、こんな自分でもお役に立てばと思って登録させていただきました。そして六日町中学校で2つのカリキュラムの授業をさせていただきました。緊張と不安の中で必死になってやらせていただきました。本当に思い出になっております。

ある議員は教育ボランティアに頼るなどおっしゃっている方もいますが、私はそうではなくして、地域が一丸となって未来を担う子供たちを守り、大勢の人たちで導いていく、また応援いく、そういう体制は私は必要だと思っております。先ほど認定云々ありました。やは

りこれは教育委員会の中でやはり知っていくべきだと私も感じます。今後はわかりませんが、上からの部分を待っているのではなくして、やはり自分のところから発信していかなければいけない。そのような熱き子供に対する思いをもっていただきたいと私は思っています。

以前、学校での部活動での部外指導者の件で尋ねたときがあります。先ほど、教育長からもご説明がありました。教育ボランティア、12校61名。そして同じ部活動の方も同じ数である。本当にありがたいことだと思っております。しかし、今現在その部活動の件は中途半端になっておりませんか。言葉は悪いですが、もう1回問いかけたいと思っております。先生が不得意な分野で遠慮はしておりませんか。技術は別としても、仕事の多忙さのあまり生徒や部長に任せきりになってはおりませんか。もう一度お聞かせいただきたいと思っております。地域の生涯学習の面でも様々な分野で教育サポーター制度をいち早く私は立ち上げるべきと思っておりますので、決意も兼ね、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

市長 中沢議員の再質問にお答えいたします。

1 市営住宅における住環境について

住宅関連でありますけれども、具体的に東泉田の住宅の建替えという部分に触れられておりますが、今現在すぐこれを建て替えるということではありませんけれども、状況を見ながら、やっていかなければならないという状況になれば、やらなければならないということがあります。

それからもうひとつ。塩沢地域を訪れていただいた際に、柱や床が腐っているという状況があるということですが、そういう状況が本当に確認をされれば、これはもうそういう危険なところに住んでいただくということにはなりませんので、すぐにでも改修しなければならないという思いですが、これは後ほど職員の方に具体的な部分をどうかひとつ教えていただきたいと思っております。

相談にのったり、そういうことも極力やっているつもりでありますけれども、その入居時にも一応口頭とプリント配付ということにしておりますが、ある意味ではこう機械的になっている部分があるのかもわかりませんので、そこはもう一度体制をきちんと見直して、皆さん方から不安や不審を抱かれないようなかたちにもっていかなければならないと思っております。

社会的弱者といわれる方が多く入居しておりますので、その皆さんの声もきちんと聞きながら、まさしくその俯瞰というのも大局を見るときは大事ですけれども、犬の鼻ともおっしゃいましたけれども、そういう部分も含めながら職員の方にもきちんとした指示をしておきますので、また何かありましたら、ひとつご指摘をいただきたいと思っております。

教育長 2 「教育サポーター」制度の導入について

ご指摘にありましたように、部活の指導、これにつきましてはボランティアの皆さんに大きく頼っているというそういう実態がございます。例えば全国大会に出ていけるような、出

ていくような学校であっても、教職員の中にきちんとした指導ができる教職員が揃っているという学校も、揃っている学校といえますかいない学校さえもあります。そういうところで今申し上げたように全国大会に出ていけるような成績を残せるというのは、これはまさにボランティアによる部活の指導があるからであります。

ただ、残念なことに、ボランティアで指導をやっていただくという方々につきましても、日中は仕事を持っておったりしておられますので、なかなか子供たちの活動の時間と、指導いただける方々のさいにいただける時間帯がなかなか一致しないという、そういう悩みもございます。

しかし今回ご提案の教育サポーターというものにつきましては、第一線を引いた方ということを中心に考えておるわけでありますから、そういった方々の中からこういう指導がやっていただけるという方々を掘り起こすということは非常に大事だなと、このように思っております。

また、社会教育の場面でありますが、健全育成審議会議というふうな分野ではずっと活躍をいただいておりますし、今後活躍していただける、そういう可能性ということを考えますと、公民館の各種講座ですとか、あるいは放課後子供プラン、あるいは学童保育というふうなところもあるかと思えます。特に放課後子供プランにつきましては、プログラムを充実させようとするれば、どうしてもこういう指導をいただく方々を大勢必要としてくると、こういうことになりますのでこういう分野では大いに期待をしたいと、このように考えております。

先ほど申し上げましたように、そういった方々を掘り起こすと、あるいは学校やどういう場面でどういう方々を必要としているかというふうなことを早急に掘り起こしていきたいと、確認していきたいと、このように思っておりますので、もうしばらく時間をいただきながら検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

中沢一博君 2 「教育サポーター」制度の導入について

ありがとうございます。私は教育の方というのは、いつも先生と言われているように人格者の方が多いわけでありますので、なかなか物事の発言にしても、やはり考え、一言の重みがあるわけでございますので、ときには積極的に言えない部分も多いかと思えますけれども。

私は最後に1点だけ言いたいのは、学校とずっとしてきて、最近は少なくなってきましたけれどもよく言われることがあります。それは教職員の方が私は3年目ですとよく言います。まだ言われている方がいます。積極的発言で総仕上げの3年目という意味であればよろしいのですけれども、私はもう1年は、言葉は悪いですけれども、当たり障りをなくして次の場所というような、もし考えがある方がいたならば、私は教育委員会としてやはりもう一度、今いる子供たちを面と向かって一対一できる一番できるのはあなたですよ、先生ですよということを、もっと自信をもって言ってあげなければいけないと思います。

今、現場でもなかなか学校にすぐ行かないで、教育委員会に行っている方もいます。マスコミ等を聞くと、当市はまだわかりせんけれども、苦情、考えられないような裁判沙汰にな

るような、悩んで、そういう部分も聞いております。自治体が守っていかなければならないような部分もいっぱいあるわけでありますので、私は遠慮せずに、やはり主体性をもっていただきたいというふうに思っております。

マッチングがうまくいかない。私もよく承知しています。だからこそ検討委員会等を設けながら、どこで継承していくのか。「お宅さん」となかなか皆言いづらいのであります。けどどこでそれをきちんと言って前向きに検討できるか、そういう部分をあわせて提言し、質問を終わります。

教 育 長 2 「教育サポーター」制度の導入について

もう1年なんとか問題を起こさずに過ごして異動しようというふうな考えの教員がもしあれば、これは大変申し訳ない話であります。厳しく指導してまいりたいと思いますし、議員ご指摘のように、今現在目の前にいる子供の声を聞かないで、教育なんてできないわけですから、そのように指導してまいります。あるいはそういう教員が出ないように指導してまいりたいと思います。

なお、先ほどもちょっと申し上げましたが、転入してこられた方々に私がいつも言っているのは、さっき申し上げたとおりです。地域に学べ、地域の人に学べ、というふうなことであります。このことによって教員も地域の中に溶け込めて、地域の人を自分の味方にするのができて、自分も何ていいますか、いらぬところで難儀をしないで教育に専念できると、はずだというふうに思っているからであります。今後そういった観点で一層努力してまいりたいと思います。

副 議 長 質問順位 2 1 番、議席番号 1 番・佐藤剛君。

佐藤 剛君 発言を許されましたので、通告にしがいまして2点質問をさせていただきます。

1 地域の医療をどう継続し基幹病院開設後につなげるか

まず1点目でありますけれども、地域の医療をどう継続して基幹病院開設後につなげるかということであります。基幹病院につきましては、今年度中に概要が明らかになりまして、いよいよ来年度から具体的に動き出すのかな、という方向が見えてきたかに私は感じております。その基幹病院の姿によりまして、今後の病病連携が効率的に計画されて、地域完結型医療そういうものが出来上がっていくのかなというふうに思いますし、大変期待をしているところであります。

しかし、基幹病院への期待と、一方では「俺らの医者、俺らの病院はどうなるのだ」というような不安も市民の中にはあるわけであります。医療は継続して住民に提供されなければならない、という使命がありますし、現在のまた更に日々充実した医療が基幹病院が開設まで確実に継続されて、基幹病院の開設と合わせて新たな医療連携のかたちにスムーズに移っていく、ということでなければこの地域の医療の安全・安心は保てないというふうに思います。

このことは基幹病院の規模とか内容とか、そういうものに関係なく必要なことでありまし

て、地域の医療として求められることだと私は思います。そこでその間の地域の医療のあり方、そして進め方について市長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

まず第1点目でありますけれども、まず今後のあり方について伺う前に、現状、どういうふうになっているのかということ、現状の認識も重要でありますので、聞いてみたいと思います。今年度、市立病院、大和病院では宮永新院長を迎えまして、そしてまた内部的に厨房の一部外部委託とか、そしてまた病院ボランティアの導入とか、いろいろ経営的に努力が見られております。そして9月には更に長嶋副院長を迎え、今後の体制も強化が図られているところであります。そういう中で19年度、まだ半分 半分でない半分近くですけれども 半分経ったばかりで何とも言えないというようなこともあるかも知れませんが、半分終わったこの時点で、病院の運営状況はどうなっているのかということ、これをまずお聞きをしたいというふうに思います。

2番目です。5年後、基幹病院ができると想定される、私が勝手にしたわけなのですけれども、5年後の地域の医療の推進体制はどうかということ、基幹病院の概要がまだ明らかでない中でありますけれども、現在まではっきりしていることは、ひとつには県立の小出病院、そして県立六日町、この両病院については、県は地元任せ、という方針。それとあと1点は基幹病院では一次医療は診ない、ということもおおむねはっきりしているわけ、あります。

そこでまず現県立六日町病院の基幹病院開設後の運営主体についてであります、市長は前々からやり手がなければ市でちゃんと医療、責任を持ちますよ、というようなことを言っているわけですが、その辺、今まで検討がなされているのかどうかということをお伺いをいたします。

次に総合計画によるところの保健、医療、福祉の連携による市民の生活に根ざした「地域医療の推進」というふうにはこれは総合計画にある文章でありますけれどもとありますが、それをどう効果的に進めるかということ、それによりまして、現六日町病院、大和病院、城内病院の役割も違ってくると思いますし、総合計画が示すところの「地域完結型保健医療体制の構築」の方向、または可能性もまた私は違ってくると思いますので、このこともお伺いをしたいというふうに思います。

3点目でございます。これから5年間、基幹病院が開設するまでの5年間の地域の医療をどう進めるかということ、基幹病院開設するまでのこの5年間の地域の医療の取り組みというのを私は極めて重要だというふうに思います。このことは安心できる医療の継続 先ほど言いましたけれども という意味とあわせて、この5年間の中で基幹病院との医療連携の基礎を整えて、どういうかたちで基幹病院につなげていくか、という意味で非常に私は重要だというふうに思います。

今まで基幹病院を中心に医療が語られてきました。地域の医療をどうするという議論ができなかった。できなかったと言うか、もしくは基幹病院の進捗にあわせてその議論が先送りにされたという感があるように私は思います。したがって、当初、この部分を重点に市長に

考え方を伺いたいというふうなことで準備をしました。通告もしましたが、今議会、初日の病院会計の決算の総括質疑の中で、ある程度この部分については考え方が示されたように思いますし、一般質問の初日に22番議員の方からの質問の答弁からしても、考え方の一端は知ることができるわけであります。けれども、改めて積極的な姿勢と具体的な推進手段等についてお聞きをしたいというふうに思います。

4点目でございます。基幹病院開設後、基幹病院を中心に南魚沼市の6万3,000の安心、安全の医療を進めるわけでありますけれども、そういう将来を見据えた計画、ビジョンがまた私は必要だというふうに思います。そういう意味で予定されております「南魚沼市健康の杜構想（仮称）」これは今現在仮称でございますけれども、の策定は今どうなっているのか。また、その基本理念と策定の手法と申しますが、どうかたちで策定を進めていくのかというところをお聞きをしたいというふうに思います。

2 障がい者の自立と支援をどう進める

2点目、障がい者の自立と支援をどう進めるかということですが、この問題は一般質問の初日に18番議員から同趣旨の質問もありましたので、重複は避けたいと思っておりますが、通告の範囲内で質問をしたいというふうに思います。

障害者自立支援法。これは障がい者の自立に逆行するという批判もある中で施行されて、1年以上が過ぎました。施行後、残念ながらやはりその予測のとおり、障がい者への負担は大変大きくて、かえって障がい者の社会参加が停滞するというかたちになっている現実が残念ながら事実であります。この点は先日の市長の答弁からも、市長も認めているところだというふう思います。

そこで、さすがに国もこの実態から通所、在宅等の利用者負担について、2年の軽減措置を行うことにしました。また市もこの法律を受けまして、「障がい者計画」「障がい福祉計画」を3月に制定をいたしまして、障がい者の生活の支援と就労の支援が始まったわけであります。

その障がい者計画は基本理念を、「障がい者の自立と皆でつくる共存社会」としていまして、その実現に向けて生活支援とか雇用と就業等、6つの施策をかけた、またさらに障がい福祉計画で5年後の2011年までの数値目標を設定しながらそれに向けて取り組みを進めることになった、というのが現状かというふうに思います。

したがって、市が策定しましたこの両計画は、障がい者が地域の中で自立する方向に進みうるものでなければならぬと思っておりますし、そしてまた自立を支援するものでなければならぬというふうに思います。この両方の計画が障がい者にとって利用できないと。制度があってもサービスなしということでは私は困るのだなというふうに思います。そういう観点で以下の質問をさせていただきますが、この問題は非常に詳細な部分がありまして、そしてまた私は市長の基本的な考えを問うているものでありますので、答弁の方も制度説明とか細かい部分は不要でありますので、よろしくお聞きをしたいというふうに思います。

先ほども触れました、国は障害者自立支援法によりまして障がい者の利用者負担が大変大

きくなったということで、制度はあるけれども、なかなか利用を控えざるを得ないというような実態から、経過措置としまして「障害者自立支援法円滑施行特別対策」というのを行いまして、そして負担の上限額の軽減を図っております。これは経過措置でありますので、20年度までということなのですけれども、これを経過措置の終わった後、この軽減措置はどのようなかというようなことを1点お伺いしたいと思います。

そしてまたこの軽減がなくなった場合に、市内の障がい者の自立に向けてのサービス利用、これはどうなるのか。そしてまた施設の運営の動向はどうなるのかという、この辺の予測をどうみているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

この両計画でありますけれども、この両計画で生活の支援や就労の支援を始めましたけれども、この計画書を見ても、見込みの量、23年までにこのくらいやると、見込み量は示されております。したがって、支援の意欲というのはその計画の中から感じられるわけですけれども、具体的なものがないわけでありましてこの数値目標というのが達成できるのか、というようなことを聞きたいと思います。

そしてまたアンケート等も行ったわけなのですが、アンケートの結果から見ますと、その数値目標が妥当かというのも私はちょっと考えるところがありますので、その辺も聞いてみたいと思います。少し解説を加えますと、障害者自立支援法、施行後順次に新法に今、移行をしておりますが、今後予定をされます、例えば巻機ノ里などの支援で生活をしながら自立支援を受けるという施設、移行にともなって日中支援と居宅の支援というようなことに、昼と夜の支援2つに大きく変わらざるを得なくなるわけなのでありますけれども。また、この2つの支援の対象の障がいの程度部分が違うということもありまして、現在入所している障がい者のうち施設から出なければならぬ方が多くあるはずであります。

先般この点について市長は大体18人くらい、50人中18人くらいいるだろう、というようなことで答弁がありました。そういう部分の受け皿は大丈夫なのかというようなことであります。言い換えれば、23年までには当然移行するものとして計画を立ててはおりますけれども、目標数値を達成する根拠はあるのか、ということでもあります。

就労支援につきましても、アンケート結果では、障がい者の方は働きたいという方が756名中の58パーセント。働きたいというふうに希望されております。働きたいというふうに望んでもなかなか難しいところがあると思いますけれども、計画に示された目標数値からは現在の施設に入っている方が新法で移行する、それに移し変えただけのようにもとられますので、適正な支援を計画しているのかというようなところもちょっと私は疑問に思いますので、その点も聞いてみたいというふうに思います。

答弁によりましては、再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

市長 佐藤議員の質問にお答えいたします。

1 地域の医療をどう継続し基幹病院開設後につなげるか

医療関係の問題であります。19年度前半が終了した時点での市立病院の運営状況についてであります。数字的には7月までの4カ月分しか出ておりませんので、ご了解いただき

たいと思いますが、患者数では大和病院が入院1万9,108人、外来5万1,240人。昨年度に比べまして、入院で382人、外来で182人のそれぞれ減であります。

城内病院では入院が3,008人、外来8,284人。これで昨年に比べ、入院で84人、外来で298人のそれぞれ減であります。収益的収支の方でありますけれども、大和病院の事業収益は10億4,320万円。昨年に比べまして4,681万円の増。事業費用は9億9,917万円で、昨年に比べまして4,487万円の減少であります。城内病院では事業収益1億5,295万円。これで前年比337万円の増。事業費用は1億4,480万円で前年度比658万円増加をしております。

大和病院、あるいは城内病院も患者数は減っております。減っておりますが、この収益的収支では今のところこの部分ででは黒字ということで、特に大和病院では収益的収支で4,681万円の収益増と4,487万円の費用減でありまして、前年度比9,168万円の改善がなされているということでもあります。

この原因につきまして、収益に関しましては入院、外来とも単価が上がっていること。それから費用に関しましては、これは大和の方ですが、給食業務の一部委託、職員の削減による給与費の減少。これらに起因しているというところでもあります。この数字は1年の3分の1、いわゆる4カ月の状況であります。これからどう展開するかはわかりませんが、もし医者が1名欠けたということになりますと、これはもう月に2,000万円から3,000万円の減収になります。ですので、体制強化をきちんと図りながら経費の、経営の改善に努めていかなければならない。特に医師確保、このことに最重点をおかなければならないという状況であります。

基幹病院の5年後といいますが、開設後の地域の医療体制、医療の推進体制ということでもあります。今年の3月に魚沼基幹病院等医療提供体制に係る意見交換会でまとめました「魚沼基幹病院等医療提供体制の再構築の考え方」の基本的な中にありますように、新潟県と魚沼市、南魚沼市の適切な役割分担、そして連携のもとに初期から高度まで、地域に必要な安心・安全の医療を提供するという、これが前提であります。基幹病院整備にともないまして、六日町病院とゆきぐに大和病院、これを再構築していかなければならない。そして既存の施設とともに市民に身近な医療を保健、介護、福祉と一体的に確保して予防からリハビリまで地域で総合的な健康づくりが可能となるグランドデザインを作り上げていかなければならないということでもあります。

ご承知のように、大和病院は外来主体、入院が全くないとは言いませんけれども、いわゆる外来主体になります。そしてこの後触れますけれども、六日町病院については現状のまだ診療科目等はごく決定はしておりませんが、現状の中からベッド数を若干減少して、二次入院機能をきちんと確保しながらやっていかなければならない。当然外来もやります。城内病院も先般小山先生の方からもお話しができましたように、現在の機能を保ちながら老健施設を建築していくのか、あるいは診療所化するのか。この方向をせまられておるわけではありますが、診療所化をした場合はいわゆる一次診療でありますので、そこから六日町

病院の方に入院患者を送るか、あるいは基幹病院に送るかという機能になってくるわけであり、その辺がまだごく固まってはおりません。

そして六日町病院の運営母体であります。これは議員おっしゃっていただきましたように、まだ新潟県との具体的な調整はしておりませんが、この地域に病院の医療、今の規模は若干別にいたしましても、医療体制は必ず必要だということはもうお互い承知しているところであり、最終的には市が責任をもって運営をしていく。最終的にはいろいろ条件等の中で他に運営できる場所があれば、それはそれで私どもがそこに無理矢理入るということではありませんけれども、最終的な責任は市がもっていかなければならないというふうに考えております。現在、新潟県の方では、基幹病院の具体的な機能、これについて新潟大学と検討会を含めて、医学的な方向から検討をしているということであり、

保健、医療、福祉の連携により、ますます地域医療の推進につきましては、これは郡、市、医師会のご協力これも得ながら、当然ですけれども得ながら推進していかねばなりませんし、この地域の医療供給体制の中心となるべき基幹病院の具体的な機能、これが今年度中にある程度明らかになる。まだ示されておりませんので、さらにこのことを早急にまた具現化するように県とも折衝いたしまして、具体的な検討をきちんとまた私たちもしていきたいということであり、

5年間、いわゆる開設までの間の地域医療であります。これは先ほども触れましたように、地域医療、地域医療ばかりではなくて、医療を進めるうえで一番大切なことはとにかく医師がいなければならない。医師をいかに確保するかということであり、社会厚生委員会の管外調査報告にもございましたが、箱ものはいつでもできると。病床数をいくつの病院を開設したいということではなくて、何人の医師を確保できるか、そこからで病院の規模は医師と看護婦の数で決まる、というふうに亀田先生がおっしゃっているようであり、そのお話しのとおりだと思います。

そこで先般、病院運営委員会の中でも申し上げましたが、今後は大和病院、城内病院、それに六日町病院までを含めた医師確保対策に重点をおいて対応していく。その前提になるのが、今現在おられる先生方への対応であり、それぞれの病院で頑張っておられる先生方が今後できる限りずっと当市の病院でお勤めいただけるような環境づくりを図っていかねばならないと思っております。

医師の確保、あるいは定着、これについてはそれぞれいろいろな要素があるわけであり、すけれども、具体的には議員おっしゃっていただきましたように、「地域医療の推進にあたってのランドデザイン」この地域はこうある、こういくという、ここをいかに明確に示すことができるかということだと思っております。

そこで、その具体的な方法といたしまして、先般病院運営委員会の中でも申し上げました。六日町病院と基幹病院にも派遣できる医師、看護師を今後3年間をめどに市の病院、大和に限りません。市の病院に大幅に採用していきたい。可能であれば、可能というかその医師がいれば、まあ探さなければならぬわけです。

そして5年後をめどに六日町病院が他の経営母体にスムーズに移行できるように対応に努めていかなければならない。もうそろそろ、そう遅くない時期に六日町病院をではどこが運営していくのか。これを来年度中にはきちんと示していかなければならないと思っております。

市の南部地区　いわゆる南部地区というのは旧六日町市街地から塩沢地域でありますけれども　この検診保健業務の充実を図るために、六日町病院付近に検診センターを新設をしたい。これを目標として、先般病院運営委員会に提示をさせていただいて、運営委員会としてのご了解はいただいたところであります。

こういう具体的な姿、案を示しながら、当然ですが県とは対等な立場で協議を重ねて、基幹病院構想の中でやはりそれぞれ調整が必要になってくるので、その調整を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

南魚沼市健康の杜構想の基本理念と策定手法であります。「ゆきぐに健康の杜構想」この基本理念は「大和医療福祉センターの機能に健常者や障がい者が集い、スポーツ等を行いながら心身ともに健康増進をする機能と、様々な住民活動を支援する機能を加え、予防・医療・福祉・介護支援・健康増進・住民活動支援の一大基地として発展することを基本理念とする」というふうに謳われております。新しく南魚沼市で策定される基本理念も基本的には同じだということであります。

ただ、健康の杜の一大基地が旧大和の場合は大和病院周辺ということに限られておりましたけれども、当然ですが、基幹病院を含めた大和病院周辺と六日町病院周辺の2カ所にある程度これは分けるといふか、2カ所に設定していかなければならないということを考えております。この構想の策定につきましては、やはりこれは医療供給体制の中で中心となる基幹病院の具体的な姿、これを見極めないと、ただ単に、ただ計画的なものは示しますけれども、整合性がとれないという部分も出てきますので、こういう私たちの考え方も示しながら、基幹病院構想の中で整合性をきちんと図っていきたいということであります。

2 障がい者の自立と支援をどう進める

障がい者の自立支援であります。経過措置等は今おっしゃっていただきましたので、特に申し上げます。国は19、20年度に利用者負担の軽減を行っているわけですが、その後はどうなるかと。これは21年度に制度の見直しを行うということになっております。ただその行う内容がまだわかりません。

それで今年度から給付支払いの電子システム化によりまして、国が　国もといいますか、利用の状況、利用者負担の把握を始めております。この中で具体的に実態が明らかになってくるわけですのでそこに大いに期待をしながら、この制度のいい方への改正を、改悪でなくて、改正を求めていきたいと思っております。それから当然国の動向を見極めなければなりませんけれども、障がい者団体等の意向も尊重しながら、国や県に対して必要な要望はきちんとしていくということをお願いしたいと思います。

計画の目標数値についてであります。全体的な目標といたしましては、利用実績、利用者

や事業者へのアンケート、この結果をもとに必要サービス量を推計し計上いたしました。今後、事業所の制度移行状況を見極めて、必要な部分については平成21年度、国が見直した部分でこれを一緒に見直していきたいと思っております。

生活介護につきましては、現在の入所施設が日中の活動を支援するサービスは見込んでおります。それから共同生活介助・援助、グループホーム、ケアホームという、これは障がい者団体等や、南魚沼福祉会、これらと協議しながら設置の取り組みを検討していかなければならないということでもあります。いわゆる入っていられなくなった人たちの後のケアといえますか、そのことのために。

就労支援。これが本当は一番大事なことでありまして、アンケートの中で働いていないという皆さんの理由の中では、仕事を探しているというのが23人。自分にあった仕事がないというのが30人。通勤手段がないという5人で計58人でありました。この皆さん方にはやはりハローワーク等の関係機関と協力して、支援がきちんと必要だというふうに考えておりますが、具体的にはこの後でちょっと申し上げますけれども。平成18年10月に発足いたしました相談支援センター「みなみうおぬま」の活用。これをもっともっと推進していきたい。

そして工賃についてという部分の中で、就労支援について申し上げますけれども、セルフこぶし工房の中の18年度工賃の平均月額、収入ですね6,140円であります。平均が。最高が1カ月1万1,874円。最低は280円という。この程度という失礼ですけれども、本当に大変な状況であります。

平成19年度の低所得者の利用者負担。食費を除いて4,000円程度となっているわけがあります。1カ月働いて平均で6,140円で、4,000円は負担をしなければならないとなりますと、もうあと2,000円ありますから、食費もままならないという状況が本当にここに垣間見えているわけがあります。

福祉会の方も清掃業や洗濯業、これらの分野に参入して工賃の増額に取り組んでおりますが、ひとつはコンクリート平板、エコ平板ですね。これは私たちの市の上町の保育園のところに採用させていただきましたが、これの製造を旭原の福祉工場でできるようになってきました。

ですので、市といたしますと、これは大体公共事業費の2.5パーセントだと思いましたが、その程度の部分にこれを採用するという方向を目指しましてやっていきたいと思っております。これは障がい者の皆さん方の感性を利用した、いわゆる何ていいますか、風景を入れたり、いろいろ絵画的なことを入れたりというそういうことでもあります。平板を組み合わせるといってひとつの形にするということです。その平板の作成であります。これはきちんと稼働しますと、非常に大きな収入源になっていくものだというふうに考えておりますので、ここに私は市として大いに協力もしなければなりませんし、期待をしているというところであります。

また、その他にも市の事業での利用、あるいは製品などの販売の支援、紹介や企業のはた

らきかけ、これらは引き続き進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

副議長　ここで昼食のため休憩いたします。休憩後の再開は1時10分といたします。

(午前12時05分)

議長(松原良道君)　休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時10分)

議長　一般質問を続行いたします。

佐藤剛君　国政の方が混沌としてきましたけれども、引き続き再質問をさせていただきます。

1 地域の医療をどう継続し基幹病院開設後につなげるか

まず地域の医療をどう継続して基幹病院につなげるかというところの再質問でありますけれども、19年度の上半期といいますか4カ月の数字でありますけれども、データでありますけれども、収支的には黒字に好転してきたというようなことで、今後の私は可能性を感じるわけです。

このことはちょっとまたちょっとおいておきまして、基幹病院開設までの5年間の地域医療の進め方につきまして、答弁の中で3年間の中で積極的に医師、看護師の確保に努めるのだと。定員を超えて採用するのだというような回答、答弁がありました。私も先ほど述べましたように、5年間の、5年後の基幹病院の開設まで安心できる地域の医療を継続するという観点からも、そしてまた医師が揃っていれば基幹病院がどうかたちになっても対応できるというようなことから、基幹病院の進捗とは別にきちんとした医師や看護師の確保はしていくべきだというふうに考えます。むしろ現状の医療体制を拡大していく方向でないと、5年後の新しい医療連携へスムーズに移行もできないし、この先5年間、この地域の医療が保てないばかりでなくて、崩壊もしかねないという危惧も感じておりますので、そういう方向だというふうに思います。

先ほど市長からちょっと社厚の管外視察の話が出ました。亀田総合病院の院長先生の言葉でありますけれども、基幹病院が400床程度の三次救急をやるのであれば、150から200人以上の医師がなければその病院は崩壊するだろうというようなこと。そしてまた医師の勤務状態等から考えれば、150人以下で三次救急がやれるはずがない、というようなことも言っておりました。

県、または基幹病院の方から市立病院の医師の派遣等はとても不可能だというふうに感じざるを得ないわけですので、積極的に医師確保に努めることは、私は非常に大切だというふうに思いますし、先ほど市長も話しました亀田の院長先生。医師をどれだけ確保できるかにかかっているのだというところでもあります。病床数何床の病院を開設したいというのではなくて、何人の医師が確保できるかをまず考えなければならぬというようなことを言うておりました。医師数にあった病床数であれば運営はうまくいくのだと。黒字になるのだという

ようなことを　これは先ほど市長も言ったと思うのですけれども　というようなことも
言っておりました。

いろいろ状況の違いもあると思いますので、亀田総合病院の院長先生の言葉をそのまま受け入れるわけにもいきませんが、非常に説得力のある言葉でありました。これから、このようなことから医師、看護師の積極的な確保に努めるということなのですから、そうしていかないと、だんだん尻すぼみになるというようなことが現実問題としてあります。

例えば現に基幹病院開設にともないまして、小出病院、六日町病院は地元任せという方針が出ている。小出病院は内科。六日町病院は整形外科の医師が不足になっております。将来が見えないところに医師は来ないというようなことでしょうか。そのような状態になっています。

問題は、積極的に医師を増やすと言いますが、今までだって減らそうとはしていないわけでありまして、増やす努力をしながら、だけれどもやはりうまくいかなかったというのが現実であります。そこでどうやって医師、看護師を増やしていくかというのがやはり問題になるかというふうに私は考えます。

その点については私は次のように考えますので、再度また市長の考え方をお聞きしたわけなのですから、19年度の4カ月の状況を見て判断するのも非常に危険であります。そしてまた亀田総合病院の院長先生の言葉をうのみにするのも、そのまま受け入れるのもまた危険であります。条件が揃えば病院運営もうまくいくと最近私は思えてきました。

そこで現県立病院の運営につきまして、市長、先ほど近々その運営方向、方針を示さなければならぬというふうな答弁もいただいておりますが、私は時期をみて市で運営していくという方針を、できたら早めに打ち出すべきだというふうに考えております。

現在、大和病院、1日平均、外来患者530人。六日町病院は1日平均が590人くらいですか。それらまとめて市でみると、このことを前面に出す。そのことによって市立病院は地域医療をさらに大きく担っていくのだ、というようなことを前面に方針として明らかに出すことが、私は必要ではないかというふうに思いました。誇大広告をすれというわけではないのですけれども、言い換えれば、医師が必要だということに意味をもたせるといいですか、そうしていかないとなかなか医師は集まってこないのではないかと、将来が見えないところに医師は集まってこないのではないかと、私は市で運営するという方針を早めに打ち出すべきだというふうに思います。

医師確保の面からだけではありません。地域医療を推進するに民間病院だからだめだというわけではありませんけれども、病気にならないための健康づくり、そしてまた予防医療から病気になってしまった人たちの命を守る急性期医療、慢性期医療、そしてリハビリ、在宅ケアと、そういう一貫した地域医療を進めるには、やはり公的な病院でそれらを担うのだという方が地域医療の推進には非常によろしいかというふうに考えますので、そういう面からもそういう方針を早めに打ち出すべきだというふうに考えます。

南魚沼市の健康の杜構想の件なのですから、基幹病院と整合性をとりながら進めると

というようなことで、そのために多分遅れているのかも知れません。ただ、この3年間に医師を集めるということになれば、魅力ある病院でなければ医師は来ないわけですので、この健康の杜構想の中で医師確保のためにも、魅力あるビジョンを示しながら医師確保を目指すというふうなことにしていかなければならないというふうに思います。基幹病院との整合性も大事ですけども、こういう観点も考えてみる必要があるのではないかとこのように思います。

そしてまたこの健康の杜構想というのが、地域医療を実践するビジョンになるわけでありますので、策定がどういう手順で行われているかというのがちょっと見えなかったのですが、やはり先ほど言いましたように、保健と医療と福祉が一貫した地域医療を行うためには、作成の段階でそれらの関係者が集まって構想を練る段階で関わっていかなければ、いい魅力あるビジョンができないのではないかとこのように思いますので、その辺もあわせてお伺いをしたいと思います。

2 障がい者の自立と支援をどう進める

障がい者の自立と支援の関係であります。ちょっと時間があれですので結論から言わせてもらえば、市長は法改正の動向を見てというふうなことでありました。そこら辺がわからないと、なかなか市長としての立場もおありで、なかなかきちんとした返事もできないのかも知れませんが、私は結論からいえば、軽減の経過措置後、その法改正がどうかたちであっても場合によっては障がい者の問題については、市独自の対応もする考えがあるかどうかという、その姿勢をお伺いをしたいというふうに思います。

今、その軽減措置が行われている現状の中でも非常に厳しい状況であります。生活保護以下の最低ランクで住民税非課税の世帯で利用者の収入が80万円以下というところは今、利用料3,750円の上限がありますけれども、それが撤廃されると上限1万5,000円ですか。1万5,000円になってしまいます。

先日、こぶし工房の工賃の話が出ましたけれども、多い人で1万円というような話。先ほどの答弁もありました。そうすると、確実に施設に入っている方はマイナスになるわけでありますので、これも制度の見直し如何ということになるかも知れませんが、そういう状態を見て、だけれども制度がどうなるからわからないから答えられないではなくて、障がい者に対する市長のそういう姿勢といいますか、自立に向けていくのだという姿勢のところをお伺いをしたいというふうに思います。先ほど言いましたように、今時点でも例えば魚野の家では、大体半数の方がもう差し引きマイナスであります。そしてまた今は市から交通費半額が出ていますけれども、私の聞くとところによれば、これは噂 単なる噂であって欲しいわけなのですが、その半額の交通費の補助もなくなるかもしれないというふうな不安をもっている方もあるわけですので、そういう障がい者に対する市長の考え方といいますか、お伺いをしたいというふうに思います。

そしてあと施設の関係なのでありますが、法改正によって施設を出なければならないというところがありますが、18名くらい出なければならない。それについてはケアホーム、グ

グループホームを設置の方向で考えているというようなことであります。設置の方向で考えていて、この計画の中では23年までにこれこれが収容できるというふうな見込み量が出ているわけでしょうけれども。障がい者の皆さん、そしてまた家族の皆さんにつきましては、計画でそういうふうな見込みが出されても、具体的に例えば、なかなか今入れる人数の枠がなくても市で支援をしながらでもやるとか、そういう方向がないと非常にこの部分が不安なわけでありまして。そこをグループホーム、ケアホームのところについて、現状で不足分は市で支援をしながらでも設置の方向に向けていくのかというような、そういう考え方といたしますか、そこら辺もあわせてお聞きをしたいと思っております。

そうでもしないと非常に不安を持ってしまして、では施設から出た方々はどうするのだということになります。家に帰れということになるかも知れませんが、アンケートの結果から見ても、今、障がい者の方というのは非常に高齢になっておりまして、その障がい者を見ている方はその親ということになっておりますので、非常に家に帰れといってもなかなか厳しいところがあるわけです。そういうところは安心されるような、やはりその考え方をもち、法改正を待つのであれば待つというふうなことでないと、なかなか障がい者の方々、不安だらけというようなことになると思っておりますので、その辺もお願いをしたいと思っております。

最後であります。単価のいい就労の機会ということいろいろ話をいただきました。私は委員会でもちょっと話をしたこともあります。市長からもちょっと今話がありましたが、魚野の家や旭原で、ワックスがけやクリーニングができるような設備を今、整えつつあるわけなんですけれども、なかなか設備は整ってもそれがやはり営業となると、いろいろまだまだ難しいというようなこともあります。営業に出られるまでのそういう練習といったらちょっと変なんですけれども、そういう支援もやはり必要ではないのかなというふうな気がします。

慣れてくれば営業の方にも向くというようなことでありますので、そういう面の、せっかくその補助をいただいて、そういう設備をしているわけですので、そういう面の支援もしていかなければならないのではないかとこのように考えます。そうでもなければ、なかなか障がい者の自立の道は開けないというふうに思っておりますので、その点もお願いをしたいと思っております。

市長 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

1 地域の医療をどう継続し基幹病院開設後につなげるか

六日町病院の方向性といえますか、運営主体を早く明確にせよということでもあります。先ほど触れましたように、遅くも来年度中にはやろうと思っておりますが、魚沼市の小出病院、これについても私どもがいろいろ申し上げる立場ではありませんけれども、まだなかなか方向性が見えていないという状況がありまして、そこまで気を使わなくてもいいという話になれば別ですけれども、やはり魚沼市とも共同歩調をとらなければ、なかなか我々のところは我々のところだけでいいのだというかたちにはなっていないという、私は気づかいを相当

しております。

そこで一時、民間準公的な施設ですけれどもの方でという話もあったわけなのですが、なかなかその方向が魚沼市側としますと今、厳しいということで、それは私も接触を断念いたしました。はっきり申し上げますと、厚生連ですね。この厚生連の皆さんはできれば基幹病院の方に出資をしてでもそこにも参画はどうだというような話も、これは県とどうしたかわかりませんが、そんなお話しもしてはいましたが、今のところそれは進んでいるわけではありませんけれども、では例えば小出はだめだから六日町だけだと、それだけではやはり厚生連としてはなかなか財政的に非常に、営業といいますか、財政的にはもたないということです。十日町側はある程度そういう方向が固まっているようでありましてけれども、そんな状況もあります。

それこそ私が申し上げていることは、最終的には市が責任をもちますということで、幅広いといいますか、ある程度の支援をご理解いただきたいと思っているのですけれども。まだ例えば県の方で、民間やそういうところに打診したわけでもないと思っているのです、私は。ただ県立からはまずよと、これだけありますので、正式に県がではどうしますかということが出て、地域の中である程度議論が交わされてという方向が出ないと、なかなかすぐに市が、では私たちがやりますという方向を出していいかどうか。ちょっと逡巡しているところであります。

ただ、最終的な責任はきちんともつということで、今、六日町病院にそういうことで不安を感じていらっしゃる先生方や職員の方がいらっしゃいましたら、そのことでひとつある程度ご理解をいただきたいと思っております。極力早めに方向は出したいということであります。

健康の杜構想。基幹病院のかたちがはっきりしませんと、それこそ絵に描いた餅に終わるというおそれもありますし、それから今ちょっと触れましたけれども、六日町病院をではどうするのだ。ここも我々が六日町病院を受けるとも受けないとも言わないうちに、勝手に健康の杜構想だということには、なかなかなっていないのだろうという思いでありますので、その方向をきちんと出してから。下準備は当然進めておきます。そしてその手順は今おっしゃっていただきましたように、医療・福祉・保健、それぞれ関係する皆さん方から当然ご意見をいただくなり、あるいはそういう協議会的なものを設置するなりして、案を作成していかなければならない。そういうことだと思っております。具体的にどこだどこだということはまだ決定や想定はしておりませんが、おっしゃるとおりであります。

2 障がい者の自立と支援をどう進める

障がい者の自立支援の方であります。これは法律がどうなるかわからないけれども、市が独自の支援策をきちんと打ち出して、どういうふうに変更されても大丈夫なようにしておけという、これはちょっとなかなかできることではない。これをやりますと、今は障がい者の関係のことだけでありますが、そういうことでない、それでも支援をいただかなければならないという皆さん方もいるわけでありまして。ここにだけ限って、もう法律の改正などどう

なるかわからないけれども、市はこうして独自にやっていって、皆さん心配しないでくださいということは、なかなか打ち出しづらいことだと思っております。

実態は十分理解しておりますので、いずれにしても障がい者の皆さん方が路頭に迷ったり、本当に大変な目にあったりすることのないような、万全の方策は尽くしていかなければならないと思いますけれども、具体的に法律改正を無視してこうだ、ああだということは、もう少しひとつ、何ていいますか、打ち出せない。打ち出すつもりも今のところはございません。

21年と言っていますが、20年頃には、来年頃には大体の方向性は見えてくるわけですので、方向性が見えた中で、要望すべきところは国にまた要望しなければなりませんし、対応をどうするかということはおのずと出てくるわけですので。今日急にぱんと法律が決まった、さあ明日からどうするというにはならないわけですので、そういうかたちで進めさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、先ほど触れましたように、障がい者の皆さん方、これに該当する皆さん方が、生活をしていけないとか、そういうことにはならないようにしなければならないと思っております。

退所者の支援についても同じでありまして、法の改正自体がどうなるかわからないという部分ですので、では例えば18だったら18の部分は今想定をしてやったとしても、例えば法改正でそうならなくなったとか、そういうことも現実として出てくる可能性もあるわけですので、これはやはり市の独自策としてやるべき部分ではないということだと私は思っています。法の範囲からもれている、そういう部分については先ほど触れましたように、工賃といいますか、そういうことについての就労支援とか、そういうことはもう当然ですけれども一生懸命やっていきますが、基本的な部分で法の改正を全く考慮しないで何かやっていくということにはならないのだろうと思っております。

そこで一番はやはり収入面の確保といいますか、ここにつけるわけでありまして、それぞれの営業的なことも当然市もお手伝いいたしますし、ただ、障がい者の皆さん方に営業に出るということはこれはなかなか難しいことです。その施設の職員の皆さん方が当然営業に出るだけだかなければならない。その営業先を市が例えば紹介をしたり、あるいは市と一緒にやって行ったりというこれはやらせていただきます。

できればさっき言いましたコンクリート平板、これをやはり最大限生かしたい。これはやはり市がその自分で発注する工事の中に盛り込めばいいわけですから。あるいは県にもそれは当然お願いをしますし、湯沢町の方にもそれぞれお願いしていくわけですので。これがうまく回りますと、相当なやはり収入になっていくと思っております。相当と言っても月に20万円も30万円もなどということになるわけではありませんけれども。そういうことをやりながら、とにもかくにも障がい者の皆さん方が本当に自立ができるような、そういう支援に心血を注いでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

佐藤 剛君 2 障がい者の自立と支援をどう進める

では障害者自立支援の部分だけちょっと再々質問をさせていただきます。市長、今、法改

正がどうかたちになるかわからない中で、どうするああするというのはなかなか決めづ
らい。確かにそうでありますし、こういう手法をとればいろいろな面にまた影響も及ぼす
ということも、これもまた事実であると思いますので、そう軽々にそういうことはどれだけ
れをするというふうなことは言えないわけなのですけれども。ただ、障がい者自立の關係に
つきましては、現状こういう状態でありますし、そしてその福祉障がい者計画の中でも、「障
がい者の自立と皆でつくる共存社会」というようなことを謳っているわけですので、どれだ
けどうすれということではなくて、例えばこういう今の法律みたいな状態にはしておかない
よと。自立に向けてきちんとなるような市の支援はどのくらい、どれがどれだけだというこ
とではなくて、するのだというように、そういうやはりこの基本理念に沿った力強い発言と
いいますか、意気込みがやはり今、障がい者の皆さんには必要だというふうに思います。再
度、今それに近いところの言葉もいただきましたけれども、そこら辺の、ともに皆でつくる
共存社会を、市も財政負担の中でも工面しながらやっていくのだ、というような意欲を示し
ていただきまして、質問を終わりたいと思います。

市 長 2 障がい者の自立と支援をどう進める

財政負担も含めてという部分についてでありますけれども、そういう財政だけとかそとい
う意味でなくて、やはり今触れていただきましたように、障がい者の方もこの市で本当に人
間らしく生き生きと過ごしていただかなければならないわけですので、全般にわたってのご
支援はきちんと申し上げよう。ただ、そのお金だけを出すという方向はすぐ打ち出すとい
う部分ではないということだと思っております。

お金を得るための方法とか、そういうことはやはりきちんとやっていきます。なおかつそ
れでも何でも、もう生活もしていけないという状況になりますれば、それはまた市としてき
ちんと考えなければならないことだということだと思えます。

議 長 質問順位 2 2 番、議席番号 4 番・高橋郁夫君。

高橋郁夫君 それではただいまより通告にしたがいまして一般質問させていただきます。

1 今泉博物館の整備推進について

まず第 1 に今泉博物館の整備推進についてお伺いいたします。今泉博物館は昭和 6 0 年に
今泉氏より所沢の土地、約 6 , 0 0 0 平米を塩沢町にご寄附いただき、その売却代金約 1 6 億
8 , 0 0 0 万円をもとに当時の塩沢町では今泉博物館の建設資金と南洋美術品及び世界の人
形の購入資金、また鈴木牧之記念館の建設資金としても使用いたしました。

その他にも今泉氏からはパプア民俗資料、書籍 1 万 8 , 0 0 0 冊を。また太田氏より世界の
仮面 6 0 0 点のご寄附をいただき、6 2 年には 4 ヘクタールもの用地を取得し、平成 2 年 8
月 8 日にオープンするに至りました。しかし、この施設につきましては、オープン前より博
物館だけではどこの自治体にもあるので、集客は難しいとされておりました。

その後、町でも今泉博物館協議会を立ち上げ、検討を進めてまいりました。そのときは活
性化の具体策として 4 つの提案がされました。1、水辺の整備等を含めた敷地の有効利用。
2、トイレ、地元産品販売の物産館。情報受発信基地。また市民の憩いの場等の施設。3、

博物館の活用。4、文化の拠点構想及びイベント。以上の提案が出されました。

また、観光交流施設及び道の駅構想につきましては、当時塩沢町議会において道の駅設置の請願が採択され、庁内でもかなり検討がされましたが、実現には至りませんでした。また、合併時には新市建設計画における塩沢町の事業計画の重点事業として、今泉周辺交流拠点施設として道の駅、また川の駅計画も明記されました。その後、南魚沼市となりましてから現在は指定管理の中でご存知のように運営されているわけです。

今泉博物館の整備、推進につきましては、2年前の12月定例議会においても私は一般質問させていただきました。そのときの質問内容は、観光ルートの確立と観光資源の整備・推進にあたり、地場産業の振興と情報拠点、また市民の憩いの場となるような今泉博物館の整備・推進を早急に行う必要があるとの質問をしたところ、市長は、今泉博物館は観光施設に位置づけられれば最高である。今後はあらゆる面で活用できるように検討していく、と答弁されました。

また、その後、市政懇談会の中でも、今泉博物館は道の駅として整備して活用を図りたいとおっしゃっています。また、このたびの市報にも今泉博物館周辺を道の駅を含め、観光、情報発信基地とする整備の計画を早めるよう、関係各課に指示していると書かれております。私はそういった市長の前向きな発言を聞き、歓迎しているところです。しかし、現在に至っても市としての計画も出されておられませんし、どのような計画を検討されているのか、まだ目に見えるものはありません。また今泉博物館につきましては、私は市の責任において早急に検討、整備して市民の皆さまの憩いの場となるよう、また、観光面においても多数のお客様からご利用いただき、採算の取れるような施設とすることが、今の南魚沼市の義務であると思います。

そこでお伺いいたしますが、現在各課ではどのような検討がなされているのか。また、どのような目的をもって、こういった整備を推進していく考えなのか。整備計画をするにあたり、本格的な検討はいつ始めるのか。また計画を検討するにあたり、地域審議会、商工会、観光協会、地域住民等を含めた協議会の設立の考えはないか。以上4点についてご答弁をお願いします。

2 市内各地区館の運営について

2番目といたしまして、市内各地区館についてお伺いいたします。現在の各地域におけるコミュニティ施設の管理運営の状況ですが、現在旧町単位に塩沢公民館、中央公民館、大和公民館があり、その公民館の分館として六日町地域では六日町分館、五十沢分館、城内分館、大巻分館として4つの分館でそれぞれ地区館としての役割りをしております。その管理運営はセンター長各1名、また常勤職員各1名で運営されており、予算につきましては、六日町地区におかれましては4地区合計で運営委託料としまして1,570万円。高熱水費として298万円。その他として320万円。合計で約2,200万円で運営されております。

また大和地域では、浦佐分館、藪神分館、大崎分館、東分館として4つの分館と三用地域活性化センターがそれぞれ地区館としての役割りを担っております。管理委託料につきまし

では360万円、高熱水費として221万円、その他として140万円。合計で約700万円の予算で運営されております。また管理運営は個人、また区より管理人として各1名で非常勤のかたちで運営されていると聞きます。

塩沢地域では分館としての役割りを果たす施設はなく、同じような役割りは各集落の区長さんが行っております。3つのセンターにつきましては現在指定管理の中で行われております。予算につきましては、指定管理者に高熱水費として、委託料として支払われております。

旧町ごとにそれぞれ全く違った管理運営を行っているのが現状です。今年度より地域コミュニティ創出パイロット事業が試験的に旧町各1地区で行われており、来年度からは市内全12地区でこの事業を行いたいとしております。

昨日の14番議員のこの事業に対しての市長の答弁は、協議会については各センター長が行えばよい。また事務処理は各市民センターで行いたいと答弁されました。確かにそうできれば大変この事業も行いやすいと思います。しかし、先ほど申したように、六日町地域には4地区に分館があり、センター長他常勤職員がおりますが、大和地域には4地区に分館はありますが、センター長もいません。また、常勤職員もおりません。また、塩沢地域では分館すらありません。

私はこの事業を円滑に行うためには、市長のおっしゃったように各地域に市民センターとなるような場所が必要であろうと考えます。合併して2年になろうとしておりますので、そろそろこういったコミュニティ事業等を行える施設、また予算についても、管理運営についても統一すべきであると考えますが、市の考えをお伺いいたします。またあわせて今の現状をどうとらえているかお伺いいたします。以上壇上より質問を終わります。

市長 高橋議員の質問にお答えいたします。

1 今泉博物館の整備推進について

今泉博物館の整備、推進についてということであります。今おっしゃっていただきましたように、今泉博物館の活性化につきましては、旧塩沢町時代には観光交流施設としての道の駅構想が検討されたり、あるいは博物館協議会において地元産品販売の施設、あるいは文化の活動拠点とか、イベントの企画開催、こういうことが提案されておりましたし、今泉氏寄贈の収蔵物の展示を優先しつつも、他の企画、あるいは展示と連動してパプアニューギニアの展示を弾力的に考えていく方向が示されてはいたわけであります。

今泉博物館については私も合併後、塩沢地域のやはりひとつの大きな問題点だというふうに認識をしております。この活性化につきましては、これはやはり旧塩沢町時代に示されました「道の駅構想も含めた観光情報発信基地」こういう方向で整備をしていくことが望ましいというふうに考えております。

ただ、ご寄附をいただいた今泉家のご意思もどうかということがちょっと今わかっておりませんので、担当課には計画の方向性の検討をきちんと今指示しているところであります。計画の方向性が出た時点で、まずとにかく今泉家のご意向がどうであるか。特に今あの博物館内を物産館として例えば利用すると、こういう方向性を出した場合、それがご同意をいた

だけるかどうかというところが非常に大きな問題点といえますか、だと思っておりますので、今泉家のご意向、これに沿わないということにはどうしようもありません。

おっしゃっていただいたように、16億8,000万円、あれやこれや含めると時価に直せばすべてで20億円近いという部分のお話を聞いておりますので、これだけのご寄附をいただいて建設をされた部分でありますので、今泉家のご意向がまず一番だと思っておりますけれども、私どもの方からやはり方向性は明示をして、そしてご相談に伺っていきたい。

そういう作業を重ねていきますので、ある程度方向性は出す場合に、商工会あるいは観光協会、市民の皆さん、地域審議会、これらの皆さんのご意見を伺っている時間的な部分がございます。ただ、方向性が出た時点でそれぞれの皆さん方と意見交換をしながら、その方向を損なわない範囲の中で、いろいろご意見を伺ったりご協力をいただいたり。これは当然出てくるわけでありまして、その方向はきちんともっていきたい。

ただ、もうひとつ地域審議会については、当然これは新市建設計画の中にのりこめたわけでありまして、これを例えば実施をする年度、あるいは前年度、3カ年の部分が出てくるわけですから、そういう中には当然出ていきますので、これは地域審議会のご意見はきちんとも伺うものだ。

あわせて今触れましたように、商工会、観光協会という。観光協会は合併しました。商工会はまだ合併していないわけです。ですので、では塩沢の商工会だけでいいのかと、こういう問題も出てきますので、これらはちょっと調整をしながらやっていかなければなりませんけれども、そういう部分の皆さん方、あるいは市民代表の皆さん方からのご意見、ご提言は当然ですけれども、伺いながら進めていくということでありまして。

2 市内各地区館の運営について

各地区館の運営状況、それから統一化の検討ということでありまして。地区館につきましては、今、議員からおっしゃっていただいたように、それぞれの状況はそのとおりであります。そのとおりでありますので、特別は申し上げません。申し上げなくていいですね、状況は。それぞれ3地区、大きく違ったかたちで運営をされているわけでありまして、これは各地域の現状を踏まえつつ、地域コミュニティ活動の活性化、管理者の有効活用、機会の均等、これが図られなければならないと思っておりますので、そういう方向で検討しております。

具体的には各地域のセンター管理業務、これを地域コミュニティ創出パイロット事業の中に位置づけて、そして施設の管理業務を中心にいたしまして、その部分を現在の和地域と同額の年間大体90万円から100万円、それに分館事務、区長会の事務、あるいは地域コミュニティ事務、これらを上乗せしていければという思いがあります。その上乗せ業務の受託状況によって加算していく方法で新しいセンター長を配置していきたい。適任者がいれば今は分離しております分館長とセンター長、これはもう併任といえますか、兼務も可能ということやっていきたい。具体的には旧六日町の3地区の五十沢、城内、大巻、この部分については来年度からその方向性をちょっと打ち出していきたく思っております。

受託業務の内容によりますけれども、先ほど言われました90万円から190万円ある

は200万円前後の、委託業務になるということでもあります。今、六日町地域ではセンター長が行っております青少年健全育成交通安全協議会と各種団体の事務、これにつきましては、各団体が負担をしていただいて、それを新センター長に委託をするという方向をでき得ればそうしていきたいと思っております。

塩沢地域はその類似施設が無人化。各地区の分館活動が今まで全くなかったという、この状況の違いがありますので、当面そうした状況や地域の希望はどうあるのか、これらを踏まえて検討していかなければならないと思っております。塩沢地域は体育館を主体としている類似の施設がありまして、上田と中之島に農村環境改善センター、石打に農業者トレーニングセンター。塩沢はこういうかたちになっておりますので、大きくやはり他の旧2町とは形態が違っておりますが、これをいわゆる地域コミュニティ活動の中にどう生かしながら活用できるかということ、ちょっと模索しなければならないと思っております。

ついでに申し上げますけれども、文書配布業務。これは今おっしゃっていただいたように、六日町の3地区の中には常勤的に職員が文書配布のためだけの常勤職員。これは業務委託契約でありますけれども、1名おいてあります。これは今までは郵送料とこの委託料がほぼ同額、あるいは若干委託料が安いということ、そうしておったわけでありますけれども、納税通知書や選挙の入場券、こういうふうに一斉にぱっと大量に発送する場合は対応できないという問題もありまして、今後は郵送に切り替えていきたいというふうにこれは考えておりますので、この点もひとつご承知おきをいただきたいと思っております。以上であります。

高橋郁夫君 再質問させていただきます。

2 市内各地区館の運営について

逆になります、まず市内各地区館の運営についてなのですが、先ほどおっしゃったように、塩沢地域にしてはかなり今後のコミュニティ事業を行うにあたって、なかなかその地区館がないというかたちもあります、それをまた新しいものを作ってなんていうのは難しいと思っております。それをどうやって、どこを使ってやっていくかということだと思っております。その辺も踏まえて、できれば来年からはもうこのコミュニティの事業は12地区で行うという中で、今年度中にもそういった検討を進めていって欲しいなと思っております。

1 今泉博物館の整備推進について

また、今泉博物館につきましては、先ほど申しましたように多額のご寄附と。将来の塩沢町のためということで、ご寄附をいただいて建設されてきました。私は塩沢時代にも今でもそうなのですが、その施設に対して非難めいた声も聞いております。私、一地元住民としましても、また一議員としましても、大変心苦しく思っておりますし、またそういうことはあってはならないことだと思っております。

今年も多数の方々より多額のご寄附をいただき、市民のために活用されるわけですが、こういう善意のご寄附を市民のためになるように生かすも、また、むだにするも市の運用次第であります、ご寄附をされた方が感謝されても非難されるようなことがあってはいけないと思っております。

また、当市内には現在も多くの観光客が訪れているにもかかわらず、情報発信基地も地元産品の物産館もございません。私はこういった意味では今泉博物館の位置は、南魚沼市内においても最高の場所であると考えております。一日でも早い整備、推進が必要と考えております。

また、計画にあたっての審議会の件なのですが、私は最終的にはこういった施設も市民が何を望み、どうしたいのかということと、観光とまた結びつけることで、地場産業の推進と経営の改善ができるような整備が求められてくると思います。私はできれば、あまり先行しないかたちの中で単独で、あまり先行することのないうちに協議会を設立して、ある程度その中でも検討されることが大事ではないかなと思っております。また、そういった中には各方面の専門化も含めてこういった協議会を設立していただきたいと思っております。

また、2009年には国体、大河ドラマがあるということで、市内における整備が検討されております。その情報発信基地としても考えた場合、一体的にある程度検討していく必要があると思います。できれば今年度中にも協議の方を一步進めていっていただきたいと思っております。今の国、県におきましても観光人口増加を目指し、いろいろな検討がされております。また、特例債のことも考えますと本当に今がチャンスであると思っております。ぜひ早急な対応をお願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。ご答弁申し上げます。

市長 高橋議員の再質問にお答えいたします。

2 市内各地区館の運営について

順番どおりにまいります。この地区館関連のことで塩沢地域の同様と思われる施設についての部分の方向性を今年度中にと、これはちょっとまだ全く、それこそ塩沢地域の皆さんとの話しもしておりませんし、ただ地域コミュニティ事業は始まっておりますけれども、これはちょっと今年度中に方向性を出すというのは難しい。

なるべく早い機会に、ではそのさっき触れましたように、上田と中之島の農村環境改善センターや石打地区の農業者トレーニングセンターがどういう運営、利用方法がいいのかということも含めて、きちんとそれを構築してから話し合いに入らないと、なかなかこうします、ああします、ではやってくださいということにはなりませんので、ちょっと時間をかけさせていただきたい。ただ、それは時間をかけるというのは、拙速にしないということだけでありまして、長い時間かけてやるということではありません。ですので、今年度中と言われると、それはちょっと無理かなという程度でひとつご理解をいただきたいと思っております。

1 今泉博物館の整備推進について

今泉博物館の件ですが、これは今泉家のご意向が、もう何でもいいよということであれば、すぐさっき触れましたように市民の皆さんも含めた検討会といいますか、協議会というか、そういうことを立ち上げられるわけですけれども、今泉家の意向が全くわからないのに、それを立ち上げてああだこうだ言っても、それがだめだということになれば、それは一発で終わりですから。市の方である程度方向性はこういう方向でということを出して、そして今泉家に判断を伺いに行って、それでOKが出ればおおまかな方向としてはこういう方向でとい

うことでいきますので。そこで地域審議会、あるいは商工関係、観光関係、市民の代表者の皆さん方からもご意見を伺って、具体的な部分を詰めていくということにしないと、これはちょっと本末転倒的な部分が出てきますので、そういうことを申し上げているわけでありませぬ。

今泉家に対するご批判というのは私は特別聞いておりませぬ。ただ、何であんな施設を作ったのだなどという話は、あちこちに行って聞きますよ、それは。とても荷物になっておごったとかそういうのは特に塩沢の中で聞きますが、今泉家に対してのご批判というのは私は特には聞いておりませぬ。ですので、今泉さんに対しての批判ということではなくて、やはりいろいろ、前にもちょっと触れましたけれども、政治的な部分での評価というのは結果でありまして、作る時はいいぞ、いいぞと言って作らせたのでしょけれども、結果としてああいう状況になっていると、何でこんなものを作ったなどという話になると、そういうことだと思ひまして、それをいちいち何ていいますか、聞いているということでもございませぬけれども、今泉さんに対する批判はないというふうには私は理解しておりますが。

高橋郁夫君 2 市内各地区館の運営について

地区館については了解しました。

1 今泉博物館の整備推進について

今泉博物館についてなのですが、計画の方向性が出てから今泉家のご意向をお伺いしてくるということなのですが、できるだけ早い時期に方向性だけでも。方向性などというのは、どういった方向といのは大体すぐ出ると思ひますので、できるだけ早い時期にそういった確認だけでもしないとなにしる一歩も進まないわけですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ご答弁はよろしいです。

議長 質問順位23番、議席番号19番・笛木信治君。

笛木信治君 私は住民の福祉、暮らしを守り発展させる立場で質問をいたします。

始めに柏崎原発、この被災しました原子力発電所の安全性について、市長の認識を伺うつもりであります。中越沖地震被災地の皆さんには心からのお見舞いを申し上げるところでございます。我が党ではいち早く被災者への義援金募金活動に取り組んでまいりまして、第一次分をお届けしたところでありませぬ。一日も早い復興を願うものであります。

1 被災した原子力発電所について

さて、この柏崎刈羽原子力発電所、世界最大の発電所ということでありませぬが、高い安全性を誇っておりました。今回の地震で問題は高い安全性を誇っていた原子力発電所が、予想をはるかに超える被害が出ているという実態でありませぬ。このトラブル、私の質問通告書に1,500カ所と書いてありますが、最近の新聞報道では2,000件を超えるトラブルが発生しているというふうにいわれております。

問題は地震による揺れの想定であります。建設設計で想定していた揺れの2.5倍の揺れがあったということが大きなショックを関係者に与えております。このことは建設する時点でも賛成・反対それぞれ地震の活断層、この有無、その営業について議論があったところであ

りますが、まさに反対派の地震による心配、それが現実のものとなったというふうに私は考えるわけでありませう。

新聞報道で私は見ただけですが、原子炉が緊急停止する状況が克明に報告されております。制御棒が挿入される状況、スクラムと言うのだそうですが、これが作動してことなきを得たのです。これがもし作動しなければ大変な事態になるわけですが、この制御棒がすべて緊急停止した原子炉で作動したということでありませう。

問題はその炉内、核燃料防、制御棒が狂えばいいというものではなくて、やはり炉内には高温の蒸気が発生するわけだ。280度という乾燥した蒸気が充満しているわけだ、これがもし安全装置その他のところから漏れれば大変な事態になるわけだ。高濃度の放射能が含まれているわけだ。大変なことになるわけだ、これがやはり職員の方は決死の努力でこれを冷却することに成功したということだ。

280度の蒸気というのは、私もボイラーマンのはしくれですのだからわかりますが、紙が触れれば燃え出すという蒸気なわけです。そういう物凄い蒸気なわけです、これが爆発すれば大変な事態になる。県や国も一旦住民の避難を考えたのはこのことなわけです。ところがこれが冷却することができた。それは新聞報道によると、自動装置が働かないで手動でやったというふうに書いてあります。これは4系列もそれを制御する装置があったのですが、3系列がだめで1系列だけかろうじて生きていたのです。しかもそれは自動では動かなかった。職員が手動でやったということですから、バルブを手で開けたということでしょうか。そういうことによってこの蒸気を100度まで冷却することに成功した。これは識者に言わせれば本当に幸せだった。僥倖と言えるものだということに言われております。一丁間違えれば大変な事態になるわけだ、これが100度まで引き下げることができたということは本当によかったと思うわけだ。

しかし、こういう中で東電側のいろいろな不備な点が明らかになりました。皆さんもテレビでご覧になったと思いますが、変圧器が火災を起こして誰も消しにこないで、しばらくテレビに映っていましたが、これも消火栓のパイプが破断して水がこないということだったそうだ。本来これだけの施設になれば自前の消防団を持つべきですが、それもなかった。まことに粗末極まると私は思うわけでありませう、こうした事態。

しかも使用済み核燃料を格納していたプールの水が、外へ漏れて海に流れ出したということが後で発表されております。当事者の方は微量で人体には影響がないとか何とか言っていますが、私は放射能を含んだ水が溢れ出すということ自体あってはならないことであると思うわけだ。

こうしたことを考えますと、新聞報道だけから見ても、この原子炉がいかにやはり危険なものかということが明らかになっていると思います。マグニチュード6.8でこれですから、これが7 この間の堀之内、川口のあいつた大きな地震になったらどうなるかと思うと本当に背筋が寒くなる思いであります。この柏崎原発について、私は安全と言われた安全神話が崩壊したというふうを考えて危険極まりないものだと思いますが、市長のお考えをお聞

きするものであります。

もう一つは、原子力発電所は、結局そういうことになると単に柏崎や刈羽だけではなく、やはり周辺地域にとって大変危険な施設ではないかということであります。世界中の地震の1割は日本にあると言われておりますが、まさに日本は地震王国であるわけであります。そのうちでも新潟県ではご承知のようにここ50年くらいの間に大きな地震が3回もあったわけでありますが、この新潟県に原発をつくること自体間違っていると私は思うわけであります。

刈羽の原子力発電所を作るとき、私は3日間反対署名に刈羽村に行った覚えもありますが、そのときもやはり活断層、これが議論的になりました。縦横に走っている活断層が非常に危険だということが再三再四議論されているわけであります。

今回はそういうわけで幸いにも放射能被害が蔓延するということとはなかったわけですが、風評被害、これは大きな被害が出ております。県下で言いますと、5万件を超えているキャンセルがあったと観光面で言われておりますが、これはやはり地震だけではなく、誰が考えても原発であります。9月、10月の宿泊予約は例年の3割くらいにとどまっているという県の観光関係者の話がありますが、これは大変な被害であります。

南魚沼市でも7,000泊を超えるキャンセルがあったというふうに観光課では言っておりますが、これは7,000泊のお客さんを誘致するにはどれだけ皆さんが苦勞したかということを見ると、本当に原発というものが周辺に与える被害はあらゆる面にわたって。特に今回の地震は、経済被害が大きいというふうに言われております。1兆4,000億円ともいわれる被害があると言われておりますが、こうしたこの原発、これがこの地域にとってやはり危険なものになっているというふうには私は考えております。言わせてもらえば、止めてもらいたいというのが本音であります。

市長さんはそうした意味で市民の暮らしや営業を守るという立場から、柏崎刈羽の原発について、そうした立場で県や国に対してことあるごとに訴えて、この原発の継続について疑義を唱えてもらいたいと、このように思うわけでありますが、お考えをお聞きしたいと思うわけであります。

何よりも申し上げるまでもなく、仮にあそこでちょっと大きな事故が起こった場合、海から山へ風が吹いていると。その風に危険な放射性物質が含まれている。南魚の上空まで来るには私は何分もかからないと思うのです。ここに来れば、ここは盆地ですからこの上空に滞留するのは決まっています。そうなればここは大変な事態になるわけです。人間も住めないような状況だってあり得るわけです。チェルノブイリの例を持ち出すまでもなく、そういう事態も予想されるわけですから。こういう点で大変危険な施設ではないかと思うわけですが、お考えをお聞きいたします。

2 後期高齢者医療制度について

もう1点は後期高齢者医療制度についてであります。この3日間の議論の中で、自立支援法の議論が多くありました。私はこの自立支援法は天下の悪法で、施設経営者も大変な事態

だし、そこに通う障がい者の皆さんも大変だし、保護者の皆さんも自治体も大変だ。これはまさに天下の悪法だと思っておりますが、後期高齢者医療制度も私はそれに優るとも劣らない内容をもっていると思うものであります。

新しく創設される制度ですのでちょっと生い立ちを言わせてもらいますと、これはいわゆる経済財政諮問会議、小泉内閣の諮問委員会です。ここが財界企業他の医療費抑制という大きな方向があるわけですが、この要請に応えたものです。国と大企業の負担を軽減して、現役世代と高齢者世代、このやはり対立を図りながら高齢者への医療を抑制していくと、そういう方向がまことに見え見えの制度であります。

ご承知のように75歳以上の高齢者を既存の保険制度から切り離して、後期高齢者医療制度を創設するというものでありまして、このことによる高齢者の新たな負担は1兆円を超えと言われております。

新潟県は全国的に見ても所得の低い県であります。したがって年金も低いわけで、年金の額もよそと比べて低いわけですが、例えば年に250万円以下の人ほどのくらいの構成かということ、実に82パーセントなのです。82パーセントが250万円以下の年金しかもらっていないということであります。

一般的に財界や政府筋では、お年寄りには金持ちだというようなことを言いながら、新たに医療負担をさせようというのですが、まさに私はとんでもないことというふうに考えるわけであります。

そして皆さんもお気づきと思いますが、この後期高齢者医療制度では個人が加盟するんです。したがって今までであったその保険、いわゆる家族という概念がなくなってきます。例えば75歳以上のある人が高齢者保険に入る。そうするとその人だけ既存の保険から抜けて、高齢者医療制度に入る。あと例えば、奥さんが70歳であるとか、都合によって孫を預かっているとかというような場合には、さらに国民健康保険制度で奥さんやそのお孫さんは医者にかかるわけですから。つまり、高齢者医療制度で、医療制度に入った人の年金、収入、その収入によってさらに国民健康保険制度も、その保険税もそれで算定する。ひとつの収入から2つの保険を査定していくという、私はこれは二重取りではないかと思うのですけれども、そういう事態が出てくるわけです。

したがって私はここで申し上げておりますように、高齢者の実態にあった保険料ということが大事になってくると思うのですが、年間6万2,000円というふうに言われております。全国平均では7万4,000円と言われておりますが、県の広域連合ではどのくらいになるのかお聞きします。これはまた応益応能の割合を50、50というのが政府の指導ですが、これはやはり応能の割合を増やしていったら、高齢者の収入に見合った、実態にあったやはり料金にしていくべきではないかというふうに考えますが、そのこともお聞きします。

また、保険料は2年ごとに見直されるということになっております。これは入ってくる高齢者の数が増加するというのもあってそうなるわけですが、国民健康保険は5年であることからしますと、2年ごとに見直されると、2年ごとに値上げされるのかという心配もある

わけです。そこもひとつお聞かせを願いたいと思います。

それからこの保険証の資格証明書の発行というのは国保と同じくあるわけですが、1年以上の滞納があるときというふうに決められております。ご承知のようにこの制度では、保険料は年金から天引きされますから、月額1万5,000円以上の年金をもらっている方は年金から天引きされる。それ以下の方は普通徴収ということですから、年金から天引きの方では滞納は発生しにくいと思うのですが、普通徴収の方はどうしてもやはり所得も少ないし滞納が発生しやすい。こう考えていきますと、一番所得の少ない階層から保険証を取り上げるといふ事態にもなりかねないのですね。

言うまでもないことですが、医者にかかるというのは、お金があろうがなかろうが病気にはなるのです。特に75歳以上の高齢者はほとんど、ほぼ全員が医者にかからないことはないと思います。そういう中で取り上げられる階層が低所得者。ここに収められるというのは、私はこの制度の最大の欠陥だというふうにみますが、そういうことでの救済の手立ての考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

もうひとつは、健診問題であります。健康診断。これは従来から市でも重点課題でやってきています。早期発見、早期治療ということで、大きなやはり貢献をあげているわけですが、今度この後期高齢者は制度が変わって、そちらの制度に入るわけですから、国民健康保険が実施しているその健診というのは受けられるのか、受けられないのか。仮にやらない場合にはその実施機関は広域連合がやるのか。あるいは専門職員の配置はどうなるのかというあたりも明確ではありませんが、そこをひとつお聞かせ願いたいと思います。

これは中をちょっと読んでみますと、何か高齢者の健康保持増進に努めなければならないみたいな、努力義務のような内容の 私はこういうのを読むのは苦手なのですが、何か努力義務のような内容の条例があります。これは健診というのはきちんとやってやはり早期発見をやるべきだと思いますが、努力義務ということで、どうしてもそれをやらなければならないというものではないのかどうなのか。どう受け止めておられるのか。そこらもひとつお聞かせ願いたいと思います。そうした内容であります。以上で壇上からの質問を終わります。

市長 笹木議員の質問にお答えをいたします。

1 被災した原子力発電所について

被災した原子力発電所についての中で、中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の安全性は、ということであります。今おっしゃっていただきましたように、地震発生当日に発電所内の3号機付近で上がる火災、黒煙、これがテレビで放映される中で、これまでの度重なる東京電力のトラブル隠し、あるいはデータ改ざん 東京電力ばかりではなかったのですけれども に加えて、今回判明したこの原子力発電所内の様々なトラブル。これに対しまして、迅速そして適切な情報提供が行われなかったということが、地元を初め世界にまで不安を生じさせた一因だろうと考えております。

一説によりますと、ロシアの方では日本海が放射能汚染で真っ白になっているとか、イタリアかどこかのサッカーチームは日本にはもう放射能だから行くなとか、いろいろ本当に大

変な風評被害的なものが生じたわけであります。これは今ずっと検証してみますと、国がまず放射能漏れは確認されていないというふうに公表したその後に、海水及び大気の中への放射能、微量でありますけれども漏洩が判明した。それから発電所火災の状況が放射能漏れの情報と合わせて発信されていたりとか、いろいろのそういうマッチングなんて言うとおかしいですけれども、変なところでマッチングしてしまって、情報が過度に増幅されていたというようなそういう部分もありまして、非常に大変なことであります。

電力会社や国、県、原子力保安院、こういう関係機関には適切な情報提供をきちんと求めていかなければならないというふうに考えております。今回の地震の最大加速度、これはちょっと議員のおっしゃったこととは違いますけれども、設計想定時の3.6倍　これは2号機のところですね　を観測したということでありまして、これはやはり国の原子力発電所建設に対する基本的な考え方が問われるという事態でもあったというふうに認識しております。

また、国際原子力機関IAEAの調査受け入れ、これも1回は断ったとか、何かいろいろな情報が交錯しまして、対応がちぐはぐだったわけですけれども、8月6日からは現地調査が実施されまして、まだ公式見解には至っておらないかもわかりませんが、安全性は確認されたということはおおむね伺っているところであります。

放射能漏れや住民避難の必要がなかったことなど、結果としては安全性は確認はされたわけではありますが、付近の活断層調査や地盤の変動、あるいは発電所内での様々なトラブル、こういう課題に対して国、原子力保安院も含めて事業者、これが責任をもって検証したうえで地域住民に説明し、不安払拭に努める必要がある。こういうふうに考えておりまして、このことはやはり県を通じてでもきちんと申し上げておかなければならないことだと思っております。

さて、危険な施設だという、危険と言われれば危険でありまして、いつも石原知事が言っているそうではありますが、東京湾に作れと言ってもそれは作らないと。人のいないところへ作れというようなことだとおっしゃっている方もおりますが。こういう事態が生じますと、やはり私たちはなぜ、ではその本当に100パーセント安全で何でもないのであれば、例えばなぜ東京湾につくらないとか、そういう議論も生まれるはずであります。やはり必要な施設ではありますけれども、誰もがそれを喜んで受け入れる施設ではないというような気はいたしております。

そしてこれはここでこういうふうに設置をされているわけでありまして、その周辺地域の件でありますけれども、県ではこの発電所を中心としておおむね半径10キロ以内、これを防災対策重点地域　これはEPZということですので　としておりまして、重点地域の外側、私どもはその外側であります。最も厳しい拡散条件のもとで人体における放射エネルギーを飛散した結果、人体に影響を与えるレベルに至らない。

ずっと昔、六日町時代にこの議論がありまして、六日町の町民にも被曝した場合のそれを緩和するヨウ素を全部配置せよというような議論もございました。県にも問い合わせました

が、このことと同じでありまして、そのヨウ素等を県、あるいは東京電力ですか、そういうことで配布する地域になっていないということを一度確認した覚えがございます。

そういうことで、相当の事故であっても人体に影響を与えるレベルには私どもの地域はならないと、そういうふうにひとつ今のところはご理解いただきたいと思います。海風が山を越えてすぐ運んで来て、この地域は盆地だからというそういう議論はずっとされています。されていますが、そういうことには至らないということのひとつ皆さん方から 100パーセントと言われると私もちょっとわかりませんが、一応最も厳しい拡散条件のもとでそういう試算をしておりますので、そういうこともひとつご理解をいただきたいと思いません。

それから今、原子力発電所周辺9カ所の自動観測局で常時放射線を監視していますけれども、今のところは異常な検出はないと。それから7月の16日から18日に放出されました放射能の影響。これは胸部レントゲン検査1回の約40万分の1程度の量であったということでありまして、これは健康の影響はないということでありまして。ただ、その放射能漏れが人体に影響ないと申し上げても、これはやはり不安なわけでありまして、各専門家の意見を踏まえながら周辺地域に不安のない原子力発電にしてもらわなければならないということだと思っております。

そこで国内の原子力発電量は全発電量の約、今30パーセントであります。世界では16.2パーセントであります。今、欧米各国も一時は脱原発ということを強く打ち出してきましたが、ここにきて地球温暖化防止、この対策も含めてまた原子力発電所の方に回帰をしている動きも相当見られるところでありまして、原子力発電所そのものはやはり私たちの国にとっても必要な施設である。これはそういうふうに認識をされておりますが、その前提は安全性が十分に担保されたものでなければならないということでありまして、地域住民にも十分な理解を得たうえでの運転でなければならないということだと思っております。

必要ないということではありませんが、やはりこういうことが起きると、危険ということについてはやっぱり頭をよぎりますので、安全性が100パーセント保証されなければ危険な施設だということだというふうに思っております。

2 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度であります。後期高齢者医療制度の運営につきましては、保険料徴収は市町村が行います。財政運営は都道府県単位での広域連合が行う。こういう枠組みによって発足をしまして、今現在、国の考え方の示されたものから順次全般にわたって調整中でありまして、整理調整中ということですので。財源構成につきましては、医療費総額より患者負担分を除いた額について公費、これが約5割であります。現役世代からの支援、これが約4割。この他高齢者の皆さま方から広く薄く保険料をいただく。これが約1割というふうに、これが徴収して賄われるということになっております。

他にこの保険料で賄われる費用といたしましては、保険事業費あるいは葬祭費等がございます。また広域連合運営のための人件費、事務費、これらの経費につきましては、均等割が

10パーセン、高齢者人口割が40パーセント、人口割り50パーセント。この構成に基づきまして、参加市長村から負担金というかたちで徴収されますので、保険料で賄われることはありません。また、保険料につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、応益応能の原則50、50という国の考え方は示されております。

そこで広域連合では11月に保険料を決定する予定で準備中であります。現段階で保険料額についてはなかなかまだお示しすることができませんけれども、保険料の軽減措置として所得の低い方と、新制度発足によって新たに負担が発生する被用者保険の被扶養者については、考え方が示されております。その考え方によりますと、低所得者世帯に属する被保険者につきましては、均等割額が軽減をされます。軽減される割合は世帯の所得に応じて7割、5割、2割、この3種類となりますけれども、これらは申請ではなくてもう職権によって行うということであります。

それから後期高齢者医療発足制度直前に被用者保険の被扶養者であった方、そういう方です。これにつきまして新たに、これは本人に保険料負担が課せられるわけでありますので、激変緩和を図るために、制度加入時から2年間は均等割額のみを課して、さらにその額を2分の1というふうに軽減をして、徐々に全額の方に切り替えていくということであります。

また、減免措置といたしましては、災害、あるいは事業の休廃止、こういう場合で収入が著しく減少すると。これは減免、こういうことの減免規定は設ける方向で今検討しております。

後期高齢者医療制度につきましては、他の医療制度あるいは介護保険制度等との均衡を図っていくという必要がありますし、応能・応益負担につきましても、国に示した割合から著しく異なるということになりますと、軽減措置の適用ができなくなるということもありますので、これは国から示された考え方に基づいて今運営をされるべく準備を進めているところであります。

後期高齢者についての市民健診はどうなるのかということであります。このことによりまして今、老人保健法は今年度で廃止となりまして、医療制度改革によりまして。平成20年4月、これからは高齢者の医療の確保に関する法律これに基づきまして、40歳から74歳までを対象に健診保健指導が今度は医療保険者に義務づけられます。保険者に義務づけられます。そして健診の目的も個別疾患の早期発見、早期治療から、今、俗に言われておりますメタボリックシンドローム、これに着目した早期介入、行動変容へと大きく変更になります。

75歳以上の後期高齢者につきましては、保険者　これは広域連合の方ですけれども今おっしゃっていただきましたように、努力義務として高齢者の医療の確保に関する法律に規定をされているところであります。努力義務であります。後期高齢者の。

広域連合では後期高齢者の健康診査の実施に向けまして、今、市町村と協議中でありまして、実施につきましては、広域連合は支部をもっておりませんし職員も限られておりますことから、健康診査事業を私ども市町村に委託する方向が望ましいということで今、調整をしているところであります。

後期高齢者医療制度につきましては、現在の老人保険加入者がそのままそっくり移行しますし、これまでも老人保険加入者に対する保険事業は市として対応しておりますので、実施機関、専門職員を特別に配置することは考えておりません。このことについては大きく変わることはないということであります。

そしてがん健診等に関しましても、市民を対象とする健診として実施する計画でありますし、地域支援事業における生活機能評価、これにつきましても共同で実施できることが望ましいと考えております。これらの健診に対する健康診断、指導の機会を提供できる体制として、今までと同様で十分対応できるというふうに考えております。

それから後期高齢者の保険事業の財源といたしましては、国でも財政措置が検討されていますが、保険料負担または市町村分賦金として賄うというふうにされております。その他の方法も国で検討中ということでもありますので、国の動向を見ながら最終的な判断がなされるということになっていくわけであります。

我が市もやはりこれは国の動向、広域連合の方針、これらを見ながら実施体制の構築に向けて早急に検討していかなければならないということでありまして、すでに義務づけられた健康診断等に対応するための国保の関係の中での人間ドックへの助成等もどうしていくべきかということは、すでに検討に入っているところであります。以上であります。

笛木信治君 1 被災した原子力発電所について

原子力発電所についてであります。市長の考え方からすると、好ましい施設ではないが、危険な施設ではないというふうには考えないと。安全が100パーセント担保されているわけではないという認識であります。お考えを聞いていますと、一般的にやはり私も市長の考え方とすればそこら辺かなというふうに考えていましたが、しかし、どちらかといえば市長は立場上もあってのことだと思いますが、やはり危機管理、危機意識ということについて、私の思いからするとちょっと希薄ではないかという気もするのです。

昨日の同僚議員との議論の中でも危機管理は市長の一番大切なことだというふうな答弁もされておりますし、そういう危機管理、市民の危機に対して対処しなければならないというその思いはもちろん市長おありなのですが、そうかと思うとまた一方では関昭夫議員の指摘にもあったように、防災計画もまだ策定していないというような一面もあったりして、どうもそこがちょっと危機意識が希薄なところがあるのではないかという気がします。

私は一般的に言いますと、風水害、雨に水に風、それから地震というような一般的な風水害というのは我々覚悟して日々生きていますが、原子力発電所の危険というのは全くこれは想定外なのです。昔からあったわけではないのです。人間がそこに創り出した危険であるわけですから。これは我々一般住民からするとはなはだ迷惑な話で、私はこれに対するやはり

それは電気は必要であるとかないとかという以前に、やはりそれはきちんと、何ででは我々はそんな日々危険な思いをしなければならないかということにやはり思い至るべきだと思うのです。

保健所にも私は行ってきました。新潟県ではこうした周辺地域にどういふその危機管理体

制をとっているのかと言ったら、しばらく探して災害マニュアルを出してきて、書類を開いて言うのですけれども、もし放射能を含んだ大気がここまできたら、今、市長が話しされましたが、中和するためのヨウ素剤を長岡まで取りに行ってくると、こう言ってました。「長岡まで取りに行ってくると、おまえさん、2時間もかかるねかね。すでにそこに放射能がきているというのに、2時間もかかってどうするのかね」と言ったら、黙っていましたけれども。そういうふうに県も全く危機意識を持っていないと思うのです。

やはりそういう点では、私はちょっと市長の見解は不足なのですけれども、いろいろな機会ですういことを発言していきたいという答弁がありましたので、それはそれで私はいいと思います。現実にはその風評被害を被った観光業者関係は7,000泊からのこの南魚沼市の被害があるわけですが、今、すべてこれは払拭されたわけではないです。

そういう点でも私は例えば国や県に対して特別に交付金、交付税を請求するとか、やはり思い切ったことを言うべきだと思うのです。「何で俺らがこんな目に遭わなければならないのか」ということを言うべきだと思うのですけれども、そこをもう1点お願いしたいと思います。

2 後期高齢者医療制度について

時間もありませんので、後期高齢者の方へ。これはまだ調整中ということでもありますから、そうだと思いますが、私、先ほども言いましたけれども、いわゆる家族の中で後期高齢者医療にいく者と、国民健康保険に残る者と、その家族自体の中で分割されてしまうのです。しかも一つの所得の中から2つの保険が査収されるなどという、こんなこともあっていいのかと思うような事態があるわけですから。

内容から言うと、7割、5割、3割のこの減免制度も国保と同じような仕組みにはなっていますけれども、これがしかし私は国保でもわかるように、やはりきちんと本当にお年寄りのそうした世帯の実情に即した、あった体系で、料金が決められているかどうかということは、はなはだ疑問なのです。私はそういう意味では自治体の皆さんが、本当に日常を、県の広域連合ですから、自分達で決められないということはありません。そこへ上げていかなければならないというのがあるのですが、ひとつきちんとそこを上げて、そういう対処をしてもらいたいと思います。そこをひとつお願いします。

それから健診は保険者がやるのだということですが、そうすると広域連合がやるということですが、お年寄りが新潟まで出かけていくわけではないだろうと思うので、ここでやるわけですね。その場合どうするかたちでやるのか。あるいは専門職員みたいな者を南魚沼市に常駐させるのか。あるいは誰かが派遣されて来てやるのか、その辺も。これも市長も言われているように、努力義務ですから。ややもするとやれば保険料を上げなければならぬからやらないみたいなこともないとは言えないので、ここはひとつ私は本当はこれは広域連合に任すのではなくて、やはり各自治体が責任を持ってやるというのが一番いいと思うのですけれども、そこをひとつもう一回お聞かせ願いたいと思います。

市長 笹木議員の再質問にお答えいたします。

1 被災した原子力発電所について

原子力発電に絡んでの危機管理の件であります。防災計画につきましては、昨日閣議員にも申し上げましたとおり、私たちが危機管理が不足していて策定しなかったということではなくて、国、県、これとのやはり整合性を図らなければ、防災計画そのものの実効性が疑われるということでもありますので、それを待ってということでもあります。

その間の危機管理につきましては、今までの部分と、それから中越地震等で経験をさせていただいた、それらをもとにしてきちんとした危機管理を行ってまいりますので、危機管理意識が希薄だということだけは、そこらで言わないようにしてください。お願いいたします。

議員おっしゃったように、確かに文明の利器でつくったものというのはやはり便利であり、また危険であるわけでもあります。原子力発電所もそういうことですし、簡単にいえば車だってそうですね。車があるがためにいつ交通事故を起こすか起こされるかわからないという。そういうふうを考えますと、なかなか何ていいますか、今の社会に生きてはいけないと思うわけですが。ただ、やはりこの原子力発電所。これについては本当に万が一のこともあってはならないということでもありますので、そういうことはきちんと強く訴えていきたいと思えますし、極力自分の地域の近くには建設してもらいたくないという気持ちは、これは偽らざる心境でございます。

風評被害も、これは東京電力からちょっと補償でもしてもらわなければならないという話も、冗談交じりには言ったところがありますが、いずれ風評被害を受けたのは県下全域であります。市長会等でも確かそういう話は出てきますが、ただどこに補償しろとかということではなくて、救済措置としてどういうことがあるのか。あるいは早く、なるべく早く払拭していただくためには、県の方からもそれぞれ頑張ってもらっているわけですし、該当の市町村も頑張っているわけですが、そういう方向で収束が図られていくものだと思っております。

今、この風評被害的なものはまだあるのかな・・・(「新規の予約の入りが悪い」の声あり) 新規の予約がやはりちょっと入りが悪いようではありますが、一日も早くこの払拭に努めてまいりたいと思っております。

2 後期高齢者医療制度について

それから後期高齢者の健康診査。これは先ほど触れましたように、広域連合ではとてもできません。できませんので各市町村に委託をする、大体この方向であります。そして市町村がきちんとやると。努力義務というふうに言われておりますけれども、今までのその老人保険関係の加入者がそっくりそのままというかたちでありますから、大体今までどおりのことはきちんとやっていけるだろうと思っておりますので、そういう面での心配はいらないというふうに感じております。

その前段の保険料の二重取りの部分ですけれども、これは制度がそういうふうが変わってまいりますので、一家の中でこっちの保険とこっちの保険とそのことは生じてきますし、一家にとればその収入はひとつですけれども、年金は個々にくるわけですので、その二重取

りということにはあたらないわけですが、確かに負担的にはやはりある程度感じるということは・・・(「二重取りとは言わなかった。二重計算」の声あり)ではその二重計算。それはそういうことだと思っております。その年齢によってこうになってしまうわけですね、それはよくわかりますが。

いずれにしても後期高齢者医療制度というものが、真にやはり後期高齢者の皆さんにとって、きちんとした健康面も含めて、いい制度であったということにしないと発足した意味もございませんので、改正を要するような部分が生じてきますれば、私どもも国、県に対しては現場はこうですと、実態はこうですと。ここはきちんと改正をしていただきたいとか、そういうことはきちんと申し上げていかなければならないと思っておりますので、またそれぞれご指導をお願いしたいと思っております。以上であります。

議長 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。次の本会議は明日9月13日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後2時50分)